

## むつ市議会第203回定例会会議録 第1号

### 議事日程 第1号

平成22年2月26日（金曜日）午前10時開会・開議

◎固定資産評価審査委員会委員就任あいさつ

◎諸般の報告

第1 会議録署名議員の指名

第2 会期の決定

第3 行政報告

第4 市長施政方針

【議案一括上程、提案理由説明】

第5 議案第1号 むつ市子ども夢育成基金条例

第6 議案第2号 むつ市表彰条例の一部を改正する条例

第7 議案第3号 むつ市長等の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例

第8 議案第4号 むつ市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

第9 議案第5号 むつ市職員の特殊勤務手当に関する条例及びむつ市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例

第10 議案第6号 むつ市育英基金条例の一部を改正する条例

第11 議案第7号 むつ市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

第12 議案第8号 むつ市行政財産目的外使用料徴収条例の一部を改正する条例

第13 議案第9号 むつ市地域生活支援事業利用料の特例に関する条例の一部を改正する条例

第14 議案第10号 むつ市営住宅条例の一部を改正する条例

第15 議案第11号 むつ市消防団条例の一部を改正する条例

第16 議案第12号 工事請負契約について

（市立第一田名部小学校耐震補強及びその他改修工事：建築工事）

第17 議案第13号 工事請負契約について

（市立第二田名部小学校耐震補強及びその他改修工事：建築工事）

第18 議案第14号 工事請負契約について

（市立大平小学校耐震補強及びその他改修工事：建築工事）

第19 議案第15号 指定管理者の指定について

（むつ市宮宮後牧野外4施設）

第20 議案第16号 むつ市教育委員会の委員に任命する者につき同意を求めることについて

第21 議案第17号 人権擁護委員の候補者に推薦する者につき意見を求めることについて

第22 議案第18号 平成21年度むつ市一般会計補正予算

第23 議案第19号 平成21年度むつ市国民健康保険特別会計補正予算

第24 議案第20号 平成21年度むつ市後期高齢者医療特別会計補正予算

- 第25 議案第21号 平成21年度むつ市介護保険特別会計補正予算
- 第26 議案第22号 平成21年度むつ市下水道事業特別会計補正予算
- 第27 議案第23号 平成21年度むつ市水道事業会計補正予算
- 第28 議案第24号 平成22年度むつ市一般会計予算
- 第29 議案第25号 平成22年度むつ市国民健康保険特別会計予算
- 第30 議案第26号 平成22年度むつ市後期高齢者医療特別会計予算
- 第31 議案第27号 平成22年度むつ市老人保健特別会計予算
- 第32 議案第28号 平成22年度むつ市介護保険特別会計予算
- 第33 議案第29号 平成22年度むつ市下水道事業特別会計予算
- 第34 議案第30号 平成22年度むつ市公共用地取得事業特別会計予算
- 第35 議案第31号 平成22年度むつ市魚市場事業特別会計予算
- 第36 議案第32号 平成22年度むつ市水道事業会計予算
- 第37 報告第1号 専決処分した事項の報告について  
(和解及び損害賠償の額を定めることについて)
- 第38 報告第2号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて  
(平成21年度むつ市一般会計補正予算)
- 第39 報告第3号 専決処分した事項の報告について  
(和解について)
- 第40 報告第4号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて  
(平成21年度むつ市一般会計補正予算)

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（26人）

1番	澤	藤	一	雄	2番	新	谷	泰	造
3番	目	時	睦	男	4番	工	藤	孝	夫
5番	横	垣	成	年	6番	新	谷		功
7番	野	呂	泰	喜	8番	浅	利	竹	二郎
9番	川	端	一	義	10番	鎌	田	ち	よ子
11番	中	村	正	志	12番	富	岡		修
13番	佐々	木	隆	徳	14番	菊	池	広	志
15番	半	田	義	秋	16番	千	賀	武	由
17番	白	井	二	郎	18番	山	本	留	義
20番	馬	場	重	利	21番	山	崎	隆	一
22番	川	端	澄	男	23番	高	田	正	俊夫
24番	村	川	壽	司	25番	高	岡	幸	夫也
26番	斉	藤	孝	昭	27番	村	中	徹	

欠席議員（1人）

19番	岡	崎	健	吾
-----	---	---	---	---

説明のため出席した者

市長	宮	下	順	一郎	副市長	野	戸	谷	秀	樹
教員 委員 会長	山	本	文	三	教育長	牧	野	正	藏	
公営 企業 管理者	遠	藤	雪	夫	代 監 査 委 員	小	川	照	久	
選挙 管理 委員会	佐々	木	鉄	郎	農 委 会 員 会 長	立	花	順	一	
総務部長	新	谷	加	水	公 管 理 出 納 室 長	工	藤	正	明	
企画部長	阿	部		昇	企 画 部 事	近	原	芳	栄	
民生部長	齋	藤	秀	人	保 健 福 祉 長	鴨	澤	信	幸	
経済部長	櫛	引	恒	久	建 設 部 長	太	田	信	輝	
選挙 管理 委員会 事務局長	大	芦	清	重	監 査 委 員 長	齋	藤		純	
教育部長	佐	藤	節	雄	公 企 業 局 長	佐	藤	純	一	

川内片舎 所庁長	河野健二	大畑片舎 所務課	柳谷正尚
協野所 庁舎所長	片山	総務課 副総務	松尾秀一
企画部 次長	宮川淳一	企財調 整課	下山益雄
企副企 画課	伊藤道郎	民生部 次長	新谷正幸
民副環 境課	山田邦夫	民副環 境課	奥島愼一
農委事 務局	吉田薫	総行課 政経	花山俊春
企工対 策課	高橋聖	経農課 済水	室館利光
民環対 総括	金浜盛雄	民廃対 総括	竹山清信
経農水 産課	畑中誠	総務課 務務	吉田真
総務主 任	澁田剛		

事務局職員出席者

事務局 長	工藤昌志	次長	澤谷松夫
総括主 幹	柳田隆	主幹	金澤寿々子
主査	石田隆司	主事	井戸向秀明

(篠崎慶司固定資産評価審査委員会委員登壇)

◎開会及び開議の宣告

午前10時00分 開会・開議

○議長（村中徹也） ただいまからむつ市議会第203回定例会を開会いたします。

ただいまの出席議員は25人で定足数に達しております。

これから本日の会議を開きます。

◎固定資産評価審査委員会委員就任あいさつ

○議長（村中徹也） 議事に入る前に、就任のごあいさつがあります。

さきの定例会において、むつ市固定資産評価審査委員会委員に選任されました川向常寛氏及び篠崎慶司氏から就任のごあいさつをお願いいたします。

まず、川向常寛氏、お願いいたします。

(川向常寛固定資産評価審査委員会委員登壇)

○固定資産評価審査委員会委員（川向常寛） さきのむつ市議会第202回定例会におきまして、議員の皆様方のご同意をいただき、むつ市固定資産評価審査委員会の委員に就任いたしました川向でございます。

固定資産の評価額に関する納税者の不服を審査するという重要な職務を担当することとなりましたが、公平公正な審査を心がけ、職務に最善の努力をいたす所存でありますので、議員各位のご指導、ご鞭撻をよろしくお願い申し上げまして、簡単ではございますが、就任のあいさつとさせていただきます。よろしくお願い申し上げます。

○議長（村中徹也） 次に、篠崎慶司氏、お願いいたします。

○固定資産評価審査委員会委員（篠崎慶司） おはようございます。さきのむつ市議会第202回定例会におきまして、議員の皆様方のご同意をいただき、むつ市固定資産評価審査委員会の委員に就任いたしました篠崎と申します。

固定資産の評価額に関する納税者の不服を審査するという重要な職務を担当することになりましたが、公平公正な審査を心がけ、職務に最善の努力をいたす所存でありますので、議員皆様方のご指導、ご鞭撻をよろしくお願いいたし、簡単ではございますが、就任のあいさつとさせていただきます。よろしくお願い致します。

○議長（村中徹也） これで就任のあいさつを終わります。

◎諸般の報告

○議長（村中徹也） 次は、諸般の報告を行います。

まず初めに、地方自治法第121条に基づく今定例会への説明員の出席者については、お手元に配布の名簿のとおりであります。

次に、監査委員から、地方自治法第235条の2第3項の規定に基づく例月出納検査の結果報告がありました。なお、関係書類は事務局に保管してありますので、ご閲覧願います。

次に、本日市長から、工事請負契約に係る入札結果資料が提出されましたので、お手元に配布しております。

次に、全国市議会議長会基地協議会等の会議結果につきましては、お手元に配布の報告書のとおりでありますので、ご了承願います。

次に、去る2月1日に開催された青森県市議会議長会第3回定期総会において、むつ市議会から提出しております下北半島縦貫道路の整備促進に

ついてが第62回東北市議会議長会定期総会提出議案として決定されましたので、ご報告いたします。

次に、本日この後、むつ市行政改革大綱について、脇野沢赤坂地区における不法投棄について及び指定管理者の指定取消し後の対応について市長から行政報告がありますので、ご了承願います。

以上で諸般の報告を終わります。

○議長（村中徹也） 本日の会議は議事日程第1号により議事を進めます。

### ◎日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（村中徹也） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第82条の規定により、6番新谷功議員及び23番高田正俊議員を指名いたします。

### ◎日程第2 会期の決定

○議長（村中徹也） 次は、日程第2 会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は、本日から3月19日までの22日間としたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（村中徹也） ご異議なしと認めます。よって、会期は本日から3月19日までの22日間と決定いたしました。

### ◎日程第3 行政報告

○議長（村中徹也） 次は、日程第3 行政報告を行います。

市長から報告を求めます。市長。

（宮下順一郎市長登壇）

○市長（宮下順一郎） おはようございます。むつ市行政改革大綱についてご報告いたします。

本市は、昭和61年度から行政改革に取り組んできており、本年度は平成17年度から5年間にわたった第4次行政改革の最終年度に当たります。

第4次行政改革では、指定管理者制度の活用、民間移譲等の推進、行政機構改革、そして赤字解消計画の確実な履行を期して定員管理や職員給与の適正化等に鋭意取り組んできたところであり、平成20年度までの4年間で約24億円の経費節減効果を生み、着実な成果を上げてきたところであります。

これからも、このような行財政改革は不断に進めていく所存であります。今般の第5次行政改革では、今確実に変わりつつある国と地方の関係を踏まえ、今後のむつ市の基礎自治体としてのあり方を見据えた発展的な行政運営の体系化を目指すため、2つの重点目標を掲げ、大綱を策定いたしました。

第1点目は、まちづくり理念の検討として、市民参画の推進と行政の役割の明確化を図ることであり、まちづくりの主役を市民とする観点から計画、予算、執行、評価等各段階における市民とのかかわりのあり方を検討し、市民とともにまちづくりを進める理念の明確化と取り組みの体系化を目指すものであります。

第2点目は、行政運営体制の検討として、行政機構改革の推進と職員の意識改革を図ることであり、進展する地方分権に対応し、市民とともに歩む行政内部の体制構築と、それを支える職員の資質向上と意識改革を促すものであります。

この大綱は、庁内組織であります行政改革推進本部で取りまとめた素案を、昨年12月1日に公募市民や学識経験者、合わせて15名から成るむつ市行政改革審議会に諮問し、去る2月10日に答申を

いただき策定したものであり、平成22年度は、5年間の具体的な取り組み事項をまとめる実施計画の策定に取りかかることとしております。

この大綱に基づく市民協働参画を基調とする取り組みが、むつ市のネクスト50に向けた道しるべとなる大切なものであるとの認識のもと、当市の行政改革を推進してまいり所存でありますので、議員各位及び市民の皆様のご理解とご協力をお願いいたしまして、むつ市行政改革大綱についてのご報告といたします。

次に、脇野沢赤坂地区の不法投棄事案につきまして、去る11月27日開会のむつ市議会第202回定例会に報告した後の市の対応等についてご報告いたします。

まず、環境調査についてであります。去る10月5日に実施した水質調査のうちダイオキシン類の結果につきましては、調査したすべての地点において環境基準または排水基準に適合しておりました。

また、去る11月17日、12月10日及び1月6日に実施しております環境調査についてであります。ダイオキシン類も含めた調査項目は、すべての調査地点において環境基準または排水基準に適合しておりました。

次に、廃棄物撤去事業につきましては、仮設水処理施設の設置並びに廃棄物の掘削、分別、搬出及び処分に係る実施設計を業務委託しておりましたが、事業実施期間を3カ年とする成果が報告されております。現在は、その報告書の内容を精査中でありまして、ご理解を賜りたいと存じます。

続きまして、去る第198回定例会において行政報告しております脇野沢旧最終処分場への不法投棄について、実態を調査しましたので、その結果についてご報告いたします。

まず、周辺環境への影響につきましては、地下水の検査を行っており、9月30日の検査では鉛が

環境基準の1リットル当たり0.01ミリグラムを超える0.013ミリグラム検出されましたが、12月10日の検査では0.001ミリグラム未満となりましたことから、今後も注意深く監視してまいりたいと考えております。

次に、平成5年4月に解体した旧清掃センターの解体廃棄物及び平成5年度から平成12年度までの間に旧脇野沢村直営のホタテ加工センターから排出されたホタテのうろにつきましては、添付いたしました資料の図1に示しております場所への投棄を確認しております。

今後の対応につきましては、各関係機関と協議しながら、原状回復に向けて検討してまいりたいと考えておりますので、ご理解賜りたいと存じます。

次に、農事組合法人みなみ農園開発に対し、むつ市営宮後牧野外4施設の指定管理者の指定を取り消すことについて、昨年11月27日開会の第202回定例会においてご報告しておりますが、その後の対応と現状をご報告いたします。

まず、当該法人に対して、指定管理者の指定取り消しに伴う指定管理料返還金及び違約金の請求をしておりましたが、納期限までに納付されませんでしたので、指定管理料返還金は12月11日付、違約金は同月18日付をもって、それぞれ督促状を送付しております。

その後、本年1月19日付で農事組合法人みなみ農園開発の債務整理について委任を受けた弁護士から、受任通知書が市へ送付されました。

その内容は、当該法人は総額約2,430万円の債務を負っているが、支払い不能の状況になっており、青森地方裁判所に破産手続開始の申し立てをする予定であるため、市の債権の届け出を求めるものであります。

これを受け、市は指定管理料返還金、違約金及び住民税について債権を届け出しました。

また、市の顧問弁護士に本件の内容等について協議しましたところ、この破産手続が開始されれば、当該法人の財産、債権等については破産管財人が管理し、債権の分配をすることとなるが、法人の資産の状況から回収は困難なことが予想されるといふものでありました。

今回の事案は、市に対し多額の損害を与えただけでなく、市民の皆様に対する市の信頼を大きく失墜させた事案でありますので、今後はこの破産手続の進捗状況を逐次確認しながら、責任の追及等についても検討してまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

次に、公害対策、放射性廃棄物保管施設における安全対策及び交通問題対策に関する経過報告について、民生部長、企画部長から報告いたします。

○議長（村中徹也） 民生部長。

○民生部長（齋藤秀人） 公害対策に関するこのうち民生部が所管いたしております事項についてご報告申し上げます。

まず、公害の発生状況についてであります。11月27日に開会されましたむつ市議会第202回定例会以降、2月25日現在まで公害の発生はありませんでした。

次に、河川等水質測定結果につきましては、お配りいたしました資料1、河川等水質検査資料のとおりであります。資料の1ページの環境基準の水域類型指定河川であります田名部川、小荒川、川内川及び大畑川につきましては、すべての河川において基準値を満たしてございました。

次に、2ページのその他の河川の水質測定結果についてであります。これらの河川につきましては、特に環境基準の定めはありませんが、環境基準の水域類型指定河川の基準値と比較いたしますと、明神川と小松野川におけるBODの値が基準値を満たしていませんでした。他の河川は、いずれも基準値を満たしてございました。

次に、3ページの市と公害防止協定を結んでおります日本ホワイトファーム株式会社及び日本ピュアフード株式会社の排水の水質測定結果につきましては、2社ともすべての項目において協定書に定める基準値を満たしてございました。

次に、4ページのアツギ東北株式会社むつ事業所の排水の水質測定結果につきましては、すべての項目において基準値を満たしてございました。

以上が公害の発生状況、河川の水質検査についてのご報告であります。

続きまして、毎年1回ご報告いたしております一般廃棄物処理施設に関する水質検査結果についてのご報告を申し上げます。

検査結果につきましては、お配りいたしました資料2、一般廃棄物処理施設関係資料のとおりであります。まず1ページから3ページのむつ市一般廃棄物最終処分場の放流水及び地下水の水質検査の結果は、すべての検査項目において基準値を満たしてございました。

次に、4ページ及び5ページのむつ市一般廃棄物最終処分場周辺の井戸水の水質検査の結果は、2カ所においてpH水素イオン濃度の指数が基準値を上回ってございましたが、ほかの検査項目については基準値を満たしてございました。

次に、6ページから9ページの旧処分場に係る水質検査の結果は、すべての検査項目において基準値を満たしてございました。

次に、10ページから12ページのむつ市川内一般廃棄物最終処分場の放流水及び地下水の水質検査の結果は、すべての検査項目において基準値を満たしてございました。

次に、13ページから16ページのむつ市大畑一般廃棄物最終処分場及びむつ市大畑一般廃棄物旧最終処分場の放流水及び地下水の水質検査の結果は、すべての検査項目について基準値を満たしてございました。



最後になりましたが、17ページから19ページのむつ市脇野沢一般廃棄物最終処分場の放流水及び河川水の水質検査の結果は、すべての検査項目において基準値を満たしておりました。

以上で民生部が所管いたします事項についてご報告を終わります。

○議長（村中徹也） 企画部長。

○企画部長（阿部 昇） それでは、続きまして放射性廃棄物保管施設における安全対策について、平成21年11月27日の経過報告以降の経過をご報告申し上げます。

立入調査につきましては、平成22年2月10日に青森県及び青森県漁業協同組合連合会とともに独立行政法人日本原子力研究開発機構青森研究開発センターむつ事務所への定期立入調査を実施しております。

調査結果につきましては、資料のとおり、燃料廃棄物取扱棟及び保管建屋における放射性廃棄物の保管状況に異常は認められませんでした。

なお、昨年8月28日の前回調査時点から燃料廃棄物取扱棟において200リットル黄色ドラム缶が2本ふえております。これは、管理区域内における保守管理作業等に伴い、綿手袋、作業衣等の廃棄物がふえたことによるものであります。

続きまして、交通問題対策について、平成21年11月27日の経過報告以降の経過をご報告申し上げます。

まず、JR東日本大湊線問題についてであります。強風による運行規制の状況につきましては、平成21年11月から平成22年1月までの3カ月間では、規制日数は24日で、規制本数は124本、運休本数は122本でございました。

次に、大湊線に係る要望活動につきましては、前回の経過報告以降ございませんでした。

2点目の下北半島縦貫道路の建設促進対策についてであります。下北半島縦貫道路に係る要望活

動につきましては、前回の経過報告以降ございませんでした。

次に、平成21年度における工事の進捗状況につきましては、むつ南バイパスと野辺地町から六ヶ所村に至る有戸北バイパスについて、県により整備が進められているところではありますが、平成21年3月13日に整備区間へ格上げとなりました六ヶ所村から横浜町に至る吹越バイパスについては、事業着手に向けた諸調査が行われております。このうちむつ南バイパスにつきましては、田名部川にかかる橋りょうの橋台1基の施工と、その周辺の軟弱地盤対策の土工事が行われているところでございます。

以上でございます。

○議長（村中徹也） これより質疑を行います。

質疑は、それぞれ区分して行います。

まず、むつ市行政改革大綱についての報告に対する質疑を行います。次に、脇野沢赤坂地区における不法投棄についての報告に対する質疑を行います。次に、指定管理者の指定取消し後の対応についての報告に対する質疑を行います。次に、公害対策に関する報告の部分、続いて報告以外の公害対策に関する質疑を行います。次に、放射性廃棄物保管施設における安全対策に関する報告の部分、続いて報告以外の放射性廃棄物保管施設における安全対策に関する質疑を行います。その後、交通問題対策に関する報告の部分、続いて報告以外の交通問題対策に関する質疑を行います。

まず、むつ市行政改革大綱についての報告に対し、質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（村中徹也） 質疑なしと認めます。

次は、脇野沢赤坂地区における不法投棄についての報告に対し、質疑ありませんか。5番横垣成年議員。

○5番（横垣成年） 1点だけお願いします。

2 ページのところに、平成5年4月に解体した旧清掃センターの解体廃棄物及び平成5年度から平成12年度までの間に旧脇野沢村直営のホタテ加工センターから排出されたホタテのうろについては投棄を確認しているということで、今後の対応については各関係機関と協議しながら原状回復に向けて検討するというのですが、この原状回復というもののもう少し具体的な中身を知らせてもらいたいし、やはり金額です。どのくらい金額がかかるものなのか。あと、どういう経過でこういうふうな投棄されたのか、責任の所在というか、その経過も説明してもらえればなというふうに思います。

○議長（村中徹也） 民生部長。

○民生部長（齋藤秀人） まず、この場所の原状回復にどのようなことをしているかという部分でございませぬけれども、ここは議員ご承知のとおり、旧脇野沢村の当時、平成2年3月に廃止しました最終処分場でございませぬ。廃止届が出されております。その部分に今行政報告しましたコンクリート殻、ホタテのうろ等が、現地に行きますとわかるのですけれども、道路の左右に分かれてあると。図面のとおりでございませぬけれども。

今話したとおり、その部分は最終処分場でございましたので、県に、この形質変更の届けを出して、調査してございませぬ。最終処分場の上にそういうものがある、またその右手のほうに、ホタテのうろについて掘って5カ所ほどあるというふうな状況でございませぬので、これを原状に戻すには、まず今調査した部分を踏まえながら、最終処分場の形質変更届というものがありますので、その部分について県と協議しながら、原状回復をどのようにしていくかというふうなところで進めてまいりたいと思っております。

また、金額については今回出されておられませんので、その辺はご理解願いたいと思っております。

最後に、経過云々という部分でございましたけれども、行政報告したとおり、そこは村時代に村がやっている。特に旧清掃センターの解体物については、工事請負契約書しかございませぬけれども、それは村が発注している。ただ、村が発注していても、そこに捨ててもいいというふうなものは、そういうふうなものの書類が残っていないということでございませぬ。いずれにしてもそこに物があるということから、村のほうでやったという事実だけが確認されているということでございませぬ。

○議長（村中徹也） 5番。

○5番（横垣成年） これは、回答の説明にあつたのですが、最終処分場を廃止した後にそういううろだとかコンクリートを捨てたということになりますと、ちょっと私余りイメージわからないのです。原状回復というと、それこそ何もごみがない状態に全部きれいにするというふうなイメージするのですが、結局そこは最終処分場として掘れば掘るほどいっぱいごみが出てくる場所を何か原状回復するというと、どうもイメージが余りわからないのです。この最終処分場というのは下に何かシートとか敷いていたものでしょうか。そこもちょっと確認させてもらって、結局排水処理なんかはきちんと完全にされている場所であるのかどうかというのもちょっと確認させてもらいたいと思っております。

それと、そういう意味では掘れば掘るほどごみが出てくる場所ですから、結局今回のうろだとかコンクリート、その部分だけ撤去するというふうな、あと下のほうは掘らないで置くというふうな感じでの原状回復ととらえていいのかどうか、再度お願いいたします。

○議長（村中徹也） 民生部長。

○民生部長（齋藤秀人） まず1点目のこの最終処分場の建設がどういうふうな状態であつたかと

いいますと、当時の法律に照らし合わせまして、今あります管理型の最終処分場と違いまして、下の部分についてはシート等はございません。あるとしますと、ここを整地しまして、川のほうに、ごみが行かないように土どめのものはやっております。なお、写真は確認しております。

また、もう一点の原状回復の部分でございます。再度のお尋ねですけれども、原状回復については、先ほど申したとおり、その部分を掘っている部分も、うろとかがありますので、やはり今議員が言ったとおり、なかなか我々もそれをどのように撤去して原状回復するかということについては、まだまだそこまでは議論が至っていないと。いずれにしても、今のところは調査した結果、そういうものが確認されたという段階でございます、ご理解願います。

○議長（村中徹也） ほかに質疑ありませんか。20番馬場重利議員。

○20番（馬場重利） 前回の定例会でも質疑をいたしましたけれども、前回出された報告と何ら変わっていないのです、これ、中身は。これは、前のときに、ダイオキシンを含めて異常は感じられないと、こういう報告で、今もそのとおりなのです。この文面を見る限り、「調査地点においては」とある。ただ、ダイオキシンが出たところを調査していませんから、前に出て大騒ぎしたところは、あれは埋め戻して、そこは調査していないわけです。だから、ダイオキシン出ていないのです。だけれども、こういう報告を出せば、あそこにダイオキシンも何もないのだろうと、こうなるでしょう。この報告はうそです、だめです、これ。あれだけ大騒ぎして、これは何とかしなければならぬということではまったわけでしょう。肝心のダイオキシンが出た場所を埋めてしまって、そこを調査しないわけですから。

ダイオキシンが出たと新聞に大々的に出たとき

に、ある人から、いわゆるEM菌の原液をまけばダイオキシンの数値が下がるという報告もあるのでどうですかという話を聞いて、相談して、約10トン、EM菌の原液をあそこに散布したのです。その出た場所を中心に、ボランティアで散布した。その成果は全くわからないのだけれども、いや、これ効果があればいいなと思っていたけれども、肝心のそこは調査してくれなかったのです。市長、市民に対して非常に冷たい行政ですよ、これ。善意を無にしているのです。

ここに、いわゆるあれだけの金かけて遮水シートまで敷いて、11月に終わったと思いますけれども、それでいわゆる業務委託した実施設計によれば、3カ年の事業実施期間が有効だと。前回の質疑の中では、部長は来年度からやりたいと言った。市長は、いや、来年度からと決めているわけではない。これ3カ年というのはいつからいつまでの3カ年ですか。遮水シートの有効年度もあるでしょうから、遮水シートは何のために使ったのかわかりませんけれども、実はこれ発覚してからまだ2年しかたっていないのですよね。ところが、捨てられたのはいつですか。私前にも言いましたけれども、このことが本当に被害を及ぼすようなことになっているのかどうかということなのです。

これは、不法投棄ですから、撤去しなければならないのはもう当たり前のことで、それを私撤去するとは言っていないのです。ただ、あたふたとうそで金かけてやらなければならないのかというところに私は非常に疑問を感じたものですから、前回も、また前にもこの問題についてはかなり議論させていただきましたが、その辺答弁してください。

○議長（村中徹也） 市長。

○市長（宮下順一郎） 馬場議員の不法投棄だから撤去しなければいけない、これはまさしくそのと

おりでありまして、不法投棄でありますので、完全撤去というふうな基本線でこれは進めております。

そして、3カ年というふうな今設計が出ております。いつからかというふうなお尋ねでございますけれども、現在遮水シートをかけております。私にとっては、やはりこの財政状況をみななければいけません。そしてまた、遮水シートの耐用年数、それらも勘案して着手をしていかなければいけない、このように思っております。その意味からして、矢板を組み合わせ、そして上に遮水シートをかけると。最初試掘したところ、ボーリングしたところからダイオキシンがたまった水の中で発生したわけですので、その部分での封じ込めには成功しているというふうに評価をしていただきたいと、このように思います。

○議長（村中徹也） 20番。

○20番（馬場重利） ダイオキシンを封じ込めるといふ市長の今の答弁ですけれども、ダイオキシンは全然動いていないのです。その下のほうを何カ所かボーリング調査して、水質の調査しているわけですから、それでダイオキシンは全く検出されていないわけです。ダイオキシンは動いていないのです。

前回同僚議員の質問にもありましたけれども、何かコンサルタントの言いなりになってやしないかということを行った同僚議員もございました。私もそう思っているのです。これ前に、市長もおわかりと思いますけれども、今の最終処分場の近くに市が不法投棄したことがありましたよね。事件があった。県にかなり言われてどうしようかと。結果的には、あそこは土盛りして終わったのです。それ市長はわかっているでしょう。あのときどうしようかという調査を地元の地質学者にお願いしたのです。ボランティアです、それ。金かかっていないのです。これ何千万もかかっているのです。

財政の関係もあるから、これはそれなりの検討をしなければならぬという市の考え、それはわかるけれども、もう既にかんりの、私から言わせれば、かんりの浪費しているのです、この件では。

3カ年がいいだろうという、いわゆるコンサルタントからの提言があったようですけれども、これどうですか。今検討中、財政の状況を見ながらということですが、この間、前回聞いたら、いわゆる遮水シートの耐用年数が5年だと言いましたよね、たしか。3年でしたか。3年だということ、もうあれではないですか。来年度からできなくても、再来年度からやらないと間に合わないのではないですか。その辺どう考えていますか。

○議長（村中徹也） 市長。

○市長（宮下順一郎） 浪費しているというふうなご指摘、まさしくその意味ではこういう不法投棄というふうな事態に対して税金を投入することは、もうまさしく浪費だと、この部分のご指摘のとおりだと、このように思います。しかしながら、コンサルタントの言いなりというふうなことについては、今現在実施設計が出ておりまして、先ほど壇上でもお話をさせていただきましたように、精査を重ねておるといふふうなところでご理解をいただきたいと、このように思います。

また、ダイオキシンは動いていないというふうなことは、動いていないでほっとしているというふうな形での調査を今進めていると。水質調査をして、そして封じ込めをしているというふうなことでございます。

また、シートの耐用年数、これが3年でありますので、この3年の中でしっかりと、シートがまた風とかさまざまな形の中で破れないようにというふうな形で維持管理をしていって、その段階で判断をする時期が来るものと、このように思っております。

○議長（村中徹也） 20番。

○20番（馬場重利） やってしまったものを、終わってしまったものをほじくり返しても、これは失敗したとか後悔していますとか、そういう話はしたくないと思いますけれども、これからのこともありますので、これは考えてみれば、そう大騒ぎして、あたふたとして金をかけなければならない事件ではないわけです。これどうとらえるかは別ですけれども。だから、さっきも言いましたけれども、私から言わせると非常に無駄なといいますが、何でもかんでも専門家がいるコンサルタントに任せればそれで解決するのだという、ちょっと私からすれば安易過ぎるやり方をしているなというふうに思ったので、あえて申し上げたわけがあります。

○議長（村中徹也） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（村中徹也） 質疑なしと認めます。

次は、指定管理者の指定取消し後の対応についての報告に対し、質疑ありませんか。1番澤藤一雄議員。

○1番（澤藤一雄） 先ほどの報告の中に法人の負債2,430万円、この中で市の確定した損害がどれくらいになるのかお知らせください。

それから、法人の資産の状況から回収は困難だというふうな見通しでございますが、市民の皆様に対する市の信頼を大きく失墜させた事案でありますので、今後はこの破産手続の進捗状況を逐次確認しながら、責任の追及についても検討するという報告でございました。責任の追及の相手方、これがだれなのか。そして、これが損害の回収につながるのか、回復につながるのかについてご答弁をお願いします。

○議長（村中徹也） 経済部長。

○経済部長（櫛引恒久） お尋ねにお答えいたします

まず1点目の市の損害額でございますが、これ

はまず1つは返還金817万4,000円、それから違約金123万3,000円、それに税が8万7,100円でございます。

ご質問の2点目の責任の追及の相手方でございますが、当該には法人が相手になるわけでございます。その法人の理事の方々に対して責任の追及ができないのかどうか、このことを弁護士と協議をしているところでございます。ただ、損害の請求と理事の行為との因果関係を明らかにする必要があるので顧問弁護士からの回答をいただいております。

それから、実行犯とされる理事についてでございますが、これは法人内部での事件が発端でございます。まず、法人内で告訴等の手続が第一義になるものと考えてございます。

以上でございます。

○議長（村中徹也） 1番。

○1番（澤藤一雄） 市民の皆様から市に対する信頼が失墜したということですよ。それで、一部の理事が不正に私したというふうなことが発端で、こういう事案になったと。一義的には法人の内部の問題だというような答弁もありました。だけれども、この責任の追及によって、本当に市の損害が回復されて、そして市に対する市民の皆さんの信頼が回復するのcaというふうなこと、そのことによって、また経費がかかって、そして結果的に回収できなかつた。そして、市民の皆さんが寄せる市への信頼は回復できなかったというふうなことになる可能性もあるわけですよ。その辺について、これはいわゆる法人に対して、法人の構成員に対して、役員の方の資産に対して市が責任を追及していくというふうなことになるのか、回収できる見込みがあるのかというふうな点について答弁をお願いします。

○議長（村中徹也） 経済部長。

○経済部長（櫛引恒久） 先ほどの答弁と一部重複

いたしますが、まず役員に対する責任の追及でございます。先ほどもご答弁申し上げましたとおり、理事の行為と損害との因果関係を明らかにする必要があり、そこに不法行為が存在するかどうか争点となり、それを証明していくことは非常に難しいのではないかと顧問弁護士のお話ございました。

回収できる見込みということでございますが、報告にもございましたとおり、法人の資産の状況から回収は困難が予想されるところでございます。

○議長（村中徹也） ほかに質疑ありませんか。6番新谷功議員。

○6番（新谷 功） 同僚議員の今の質疑に重複する部分もあろうかと思えますけれども、まずもって私はこの指定管理者制度の契約と申しますか、そのものに疑問を抱いておるのです。この指定管理者制度が3年過ぎて、昨年は今度5年間の契約をほとんど結ばれておるわけでございます。そこでこういう問題が大変懸念されると私は当初から考えておったのですけれども、さきの11月27日の議会において、実はこういうことは想定していなかったと、こういうことで、例えば倒産したとか、こういう事件が想定されていなかったと。しかし、そのときにおいて、想定されていなければ、こういう事件が発生した場合は今のような問題が起きるわけですね。今の農事組合法人には責任能力がない、役員もない、何もないと、こういうことでしょうか。今同僚議員、どこに責任追及するのだと。役員に責任追及すると。何もこれは解決方法はない、もう破産手続、これはもうそのとおりになろうかと思えます。

だからどうすればいいのかということになるのですけれども、今後はこういうことに対してどのような対策を考えておられるのか。さきの11月27日においては、履行保証を組ませることが考え

られないかと。総務部長は、いろいろ調査して報告いたしますと、このような答弁をなされておるわけでございます。そこで総務部長から、その後の調査について、どういう進捗があったのかという検討がなされてきたのかもあわせて伺いたします。

○議長（村中徹也） 総務部長。

○総務部長（新谷加水） 指定管理者制度についての疑義というふうなことのお尋ねであったわけでございますけれども、今般のような事態というのは当然想定外というふうなことでございました。これをもってすべての指定管理者制度がよくないということにはならないのではないかなというふうに考えているところでございます。しからばこういう事態をどのように未然に防止するのかということでございますが、これは先般の議会におきましても、履行保険あるいは保証金というふうなことでのお尋ねがあったわけでございますので、いろいろ検討はしてございます。ただ、履行保険、これを義務づけるというふうな場合におきましても、いろいろと問題がございます。というのは、新規の団体、実績のない団体、そういう団体につきましては保険会社が対応しないというふうなことがまず問題の1点目として考えられます。そういうふうになりますと、新たに新規参入するという道をふさぐというふうなこともございます。

それから、履行保険料そのものが団体の財務体質によって保険料が変わるといふ、そういう状況もあるようでございます。そういうことで、保険料は指定管理団体持ちと、やっている自治体は非常に少ないのでございますが、これを導入している自治体につきましては、この保険料そのものはもう指定団体持ちというふうなことにしているという形のものが増えてきているというふうなことでございます。

しからば保証金というふうなこともあるわけ

で、指定管理料の4カ月分、3カ月分、1カ月分というふうにもいろいろやっているところについてはまちまちでございますけれども、これを徴しているからといって、このような事態が生じたときに、すべてのいわゆる損害金の保証にはならないというふうなこともございます。そういうことで、当面今般のような指定管理団体の代表が変更になったり、あるいは大幅な役員交代、あるいは組織の改正、こういうふうなことがあった場合には、事前に届けていただいて、改めて指定管理者選定委員会で審議をして、引き続き指定管理団体として認めていける団体なのかどうかというふうなことを審査する。

団体の経理状況についても、これまでもやってきているということはありますものの、もっと綿密に定期的にやっていくというふうなことも、あるいは抜き打ちで実施するというふうなことも加味していくというふうなことも。

それから、指定管理料、これもできれば四半期ごとに支払うようにしたい。できるならば1カ月ごとというふうなことも、できるだけ小分けに支払いをするというふうなことも考えたい。それは、指定管理団体によって、いわゆる管理するものが何であるかということによって相当違ってくる。1カ月ごとにできるものもありますし、あるいは2回ぐらいにしなければいけないというふうなこともあろうかと思えます。それぞれのケース・バイ・ケースでこれは考えなければいけないということがございます。そういうふうなことで、保証金あるいは履行保険も含めまして、なおもう少し検討をさせていただきたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（村中徹也） 6番。

○6番（新谷 功） 総務部長の答弁、いささか歯切れが悪いと。その事情もわからないわけではな

いのです。しかし、少しでもリスクが考えられることであれば、それに早急に対応しなければならぬのではないかなど。履行保証の件は、どうだこうだと言っているけれども、すべて今はそういうリスクが伴われる、あるいは考えられることに關しましては、そういう制度を用いているわけでしょう。だから、これは、部長、早急に調べて、きょうはもう2月の末でありますから、保険会社から聞いた云々ということですが、私はこの点についてはこの辺でおさめておきたいと思うのです。

いろいろ内部チェック、あるいは指定管理料の支払いをこうしたい、ああしたいと、今後については。それも大事なのですけれども、こういう事例は、はっきり言ってある日突然起きる可能性が大なのです。「私は倒産する」と3カ月前から言う人はだれもいない。いわゆるこれは事務方の答弁で、私はそれに対してもうこれ以上深く言わないけれども、今の事例は全く氷山の一角なのです。これはすべてに言えることなのです。だから我々も、市の業務発注のことに対しては、保証人あるいは履行保証、すべてつけているわけです。これは指定管理だから違うとか、そうでなくして、これは早急に取り組むべきことではないかと思えますけれども、部長、もう一度その点についてお答えしてください。

○議長（村中徹也） 総務部長。

○総務部長（新谷加水） 先ほど申し上げましたように、履行保証保険につきましては、いろいろ制約もあるということもございますので、早急にとすることは当然あるわけでございますけれども、これもひっくるめまして、リスク回避に努めてまいりたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（村中徹也） 6番。

○6番（新谷 功） まずは、ありがとうございます

す。

防止策としては、今まで以上に指定管理料の支払い、あるいはチェックも短くして、再三そういう調査に入ると、こういうことですが、それらのことも行いつつ、例えば履行保証がなじまないのであれば、そうすれば何がなじむのか等々研究すべきでないのかなど、このように私は思いますので、どうぞその点についてご検討をいただければと、このように思います。

以上で質疑を終わります。

○議長（村中徹也） ほかに質疑ありませんか。18番 山本留義議員。

○18番（山本留義） 農事組合法人みなみ農園開発ですけれども、当初これを指定管理にしたときに、なかなか受け皿がないという話を聞いて、そういう話の中で、どういうことなのか、この法人をつくってこういうふうにしたのですけれども、その結果940万円余りの損害を市に与えたということでもあります。

1つ私聞きたいのですけれども、この約3年間、指定管理料を払って管理してもらった。市のほうでは、指定管理する前の経費と指定管理経費と対比して、どのくらい、その牧場管理を市でやっていたときとの差があったのか、もしわかれば。今940万円の損害を受けたのですけれども、市でやっていたら幾らかかると、そういうことも含めて。

市民の方は、今本当に指定管理について、こういうことがあれば困るといって話が出ているのです。私どももその部分を聞かれる部分もあるのです。市で直営していた場合にはどれくらいかかって、指定管理してどのくらいかかった。そういう形で、では指定管理してこういう効果があったということも含めて。例えばこれを回収できないとすれば、私どもは市民に対してそういうご説明もしなければならぬと思うので、そういうこと

がわかっていたら教えていただきたいと思います。

○議長（村中徹也） 経済部長。

○経済部長（櫛引恒久） まず指定管理制度導入に当たりましては、これまでの市で直営してきた積算、それから実際にそれに費やした実績等を踏まえて新たなもので積算をいたしてございます。その場合の効果ですが、職員の担当人件費分相当が節減効果として上げられたと当時答弁したような記憶がございませぬ。現在ここに具体的な数値は持ち合わせてございませぬので、明確な答弁はできないわけですが、そういったことで、当時市の職員が2.5人から3人ぐらい携わってございましたので、その部分の一部を指定管理料に含めた形で積算してございませぬが、職員の人件費相当分が節減されたものと考えてございませぬ。

○議長（村中徹也） 18番。

○18番（山本留義） 実は今回の議案にも指定管理者の指定が上がっているのです。私はきょうこの行政報告がなければこういう質疑をしなかったのですけれども、議案のときしようと思ったのです、通告して。

こういうのは、部長、本当にそういう危機感があるのであれば、こういう行政報告をするのであれば、やはりそういうものも、3年間指定管理することによってどのくらい今までより経費が下がったのだと、そういうことをやはり考えておくべきだと私は思うのです。そういう意味で、本当に破産宣告してこういう形で取れないということは、これは法律のもとでそういうふうになっているので。ただ、940万円超の損害を市が受けたとすれば、実際市で運営していればこうだったのだよ。そういう形の中でも私どもは市民に対してそれなりの説明をしながら理解を求めるのです。今のご答弁聞いて、まだ人件費分、もちろん指定管理は民間の英知を結集してやらせると、そして



また経費も節減するのだという大きな2つの目標があってやっているわけですが、その辺の考えを部長、できればこういう場に臨んである程度話しできるようなことをしていただきたいなと思います。

○議長（村中徹也） 市長。

○市長（宮下順一郎） 山本議員のご指摘、まことだと、そのとおりだと思います。

今経済部長から答弁を申し上げました職員の部分、2.5人から3人というふうな部分、これは指定管理をすることによって専門職、そこでまた雇用も発生する。そして職員がまた本来の、本来というような言葉ではないのですけれども、市の要するに内部的な仕事に集中できるという部分でのローコストのオペレーションがこれではできないかというふうな形で見ることができるのではないかと。しかしながら、それはそれとしても、九百数十万円のこの部分については、決してそれが効果としてあったとしても、それは我々にとっては見逃すことはできない事案であるというふうにこれからも取り組んでいきたいと、こういうふうに思います。

その経費の削減の部分でちょっと全体のお話をさせていただきますけれども、平成18年度、平成19年度、平成20年度、これで経費の削減が2億2,000万円程度というふうな形の指定管理を行うことによって経費の効果が出ている、財源効果が出ているという、これはみなみ農園開発ではなくて、全体の指定管理制度の取り組みの中で、その程度の経費削減ができていたというふうなことを申し添えさせていただきます。

○議長（村中徹也） 18番。

○18番（山本留義） この件は、きょうはこの辺でとめておきます。私もこの件に関して、牛を扱っている農家からいろいろな話を聞いていましたので、議案質疑のときにもう一度話ししますけれど

も、そのときまでには、その法人の3年間の対比が大体できたら調べておいてほしいなと思います。

終わります。

○議長（村中徹也） ほかに質疑ありませんか。17番白井二郎議員。

○17番（白井二郎） 指定取り消し後の対応についてであります。ちょっとこの報告、私は不満でございます。なぜなら、法人の資産の状況から回収は困難と。これは、向こうのほうの弁護士が言うことだと思います。そして、市民に対して信頼を大きく失墜したと、役所が行政として市民に信用をなくしたと私は理解するけれども、そしてなおかつ責任の追及等についても検討いたしますとあるわけで、これはちょっとおかしいと思います。検討してまいりたいというのではなく、検討すべきではないですか。悪いことをしたのは向こうなのです。それを検討するということは、ちょっと私は市民に対する認識不足だと理解するわけです。というのは、こういう指定管理者でもそうですし、何でもそうなのですが、やはり悪いことをしたら行政はきちんとやりますよということを市民に対して大きな声で言わなければならない。この文書を見れば、何か後下がりな文書なわけですが、報告なわけですが。その辺をどのように考えているのでしょうか。

○議長（村中徹也） 市長。

○市長（宮下順一郎） これは、後ずさりの表現と白井議員とらえられ、そう思っただけのご発言だと思いますけれども、決して私はそういうふうに思っておりません。しっかりとこれは今顧問弁護士とも相談をし、さまざまな各関係機関とも問い合わせをしたり、そうやって回収ができるのかどうか、回収するための手法、そしてまた刑事的な責任もあろうと思います。そういうふうなところをる検討しているところであります。しっかりと

今そのスキームをつくっているところであります。そういうふうなことで責任の追及等についても検討してまいりたいと。検討をしているし、そういうふうなところでご理解をいただきたいと、こう思います。

○議長（村中徹也） 17番。

○17番（白井二郎） 私は、文書ですから、きちんと書いてほしい、理解のできるように。重ねて申し上げますが、これを読みますと、やはり何となく役所が強気に出ないという認識もありますので、今後はこういう報告、こういう事案がありましたら強い文書で、相手にも市民にもわかるような報告をしてもらいたいと思います。よろしくお願い申し上げます。

○議長（村中徹也） ほかに質疑ありませんか。5番横垣成年議員。

○5番（横垣成年） 2点ほどお願いいたします。

まず、これは指定取り消し後の対応ということで、例えば何回かその法人と接触をしていろいろ中身を聞き取りしてこういうふうになったという、そういう報告ではないような感じをいたしましたので、そこをどうというふうな接触が取り消し後に行われていたのかということをお聞きしたいと思います。この報告だと、何もそういうのがなくて、ただ期限が来て支払いがなされていなかったから、それでまた請求を出したと。ただ書面でのやりとりだけの対応で終わったのかどうかということをちょっとお聞きしたいと思います。

それと、あとその法人が2,430万円の債務を負っているというのは、1月19日付の現状だと思うのですが、この2,430万円の、このように膨れ上がったその経過というのがわかるのであれば教えてもらいたいと思います。例えば平成21年度でいきなり膨れ上がったのか、それとも前からあったのかということを含めて教えてもらえればというふうに思います。

○議長（村中徹也） 経済部長。

○経済部長（櫛引恒久） まず1点目の法人との接触でございますが、これは代表理事と直接お会いしまして、支払い等の協議をしましてまいっております。ただ単に文書を提出して終わりということではございません。数回にわたって接触してございます。

それから、2,430万円の債務でございますが、これは当該法人が依頼してあります弁護士から出された数値でございます。この中には当然市の損害金等が入っているわけで、それ以外にも資材等の未払い部分等も含まれているものと思われませんが、市のほうではその具体的内容までは把握してございません。

○議長（村中徹也） 5番。

○5番（横垣成年） 2,430万円の具体的中身を把握していないところがちょっと残念なのですが、というのは、この対応で数回法人と話し合っているということを考えるならば、当然そういうところまでいろいろ話し合うのが普通ではないかなと私は思うのです。そして、例えば理事が900万円を着服したと。その着服は何に使ったのか、そういうところも当然法人と会う中で、具体的にこっちは聞く権利があるわけですから、そこら辺は聞き取っていて当たり前だと思うのです。それについてどうしたのかと。そこを当然把握する義務はこっちはあるわけだし、それをどういうふうには法人は対応したのかということ、そこを聞き取りとか、捜査とか言っていますけれども、そこまで大げさに言わないまでも、やはり話し合いの中でそういう原因というのをしっかりこっちは聞き取る、そういう責任があるのかなと思うので、何に使ったのか、その理事に対してどういうふうに対応しているのか、そういうのをもし数回法人と会って聞き取りとかしているのであればお聞きしたいと思います。

やはりこの2,430万円に膨れ上がった経過を知らないというのは、本当に回収する気があるのかなというふうに逆に思うのです。これは、平成20年度も指定管理しておりますので、その平成20年度についても年間の収入支出の経理報告ですか、そういうのは出されていると思います。当然そのところでは、それはプラ・マイ・ゼロになっていたのかどうかまで、再度そこをお聞きしたいのですが、そのところではどうだったのかということもお聞きしたいと思います。

○議長（村中徹也） 市長。

○市長（宮下順一郎） 当該法人は総額約2,430万円の債務というふうなことでございます。市としてその2,430万円に総額としてどれだけあるかというふうなことは、担当部長からお話をさせます。

それから、代表理事と会って、この金額、九百何十万どこに使ったのか、そしてまたその当該理事、この部分について、お会いして、うちのほうで、担当部のほうで、担当課のほうでお会いしてさまざま聞くというふうなこと、この部分については捜査権の部分もあるのではないかなと。捜査権というふうなのは、やはり警察の中での刑事事件としてのとらえ方もありますので、私たちはそういうふうなものも視野に入れなければいけないと。そういうふうなことで、さまざまな部分で検討を重ねているということでございます。

回収する気はあるのか。できるだけ回収したいと。どれだけの金額かはわかりません。しかし、当該法人は資産としてもほとんどないようなことも聞いておりますし、できるだけ回収して、今後こういうふうなことのないような手だてを我々はとっていきたいと、このように思っております。

○議長（村中徹也） 経済部長。

○経済部長（櫛引恒久） 補足で説明させていただきます。

市の債務につきましては、返還金、先ほども他

の議員の方々にご説明してございますが、返還金が817万4,000円、違約金123万3,000円、税が8万7,100円、この合計額がその2,430万円の中に市の債務として含まれているということでございます。

それから、この額はまだ確定した額ではなくて、当該弁護士のほうから債権の届け出を各関係するところに求めてございますので、それによって総額が幾らなのかが決定されるものと思われま

す。それから、責任の追及につきましては、警察のほうとも相談をしておりますので、ただその状況については、今後のさまざまな対応が考えられますことから、詳細についてのご回答はこの場ではご了解いただきたいと思います。

○議長（村中徹也） 市長。

○市長（宮下順一郎） 2,430万円と、この総額が報告の中で出ておりますけれども、ただいまの部長の答弁のように、この当該法人の債務、これは2,430万円に固定するものではありません。私もちっぽけな商売しておりますけれども、私事で申しわけございませんけれども、破産を宣告すると弁護士から取引先に債権額幾らですかと、こういうふうなものがまず通知として来ます。そして、それを積み上げる、そしてその結果ではまだありません。これからまだふえてくる可能性もあるわけです、取引先の中で。ですから、この2,430万円はこの時点での債務の残高というふうなことになりますので、その点をご理解をいただきたいと、このように思います。この中にむつ市としての債務九百数十万があると。先ほど具体的な金額でお示しをさせていただきましたトータルの金額があるということでご理解をいただきます。

○議長（村中徹也） 5番。

○5番（横垣成年） その2,430万円の中で市は940万円ぐらいであります。このところ、事務的なも

のでちょっと細かいことを聞くのですが、その債権について優先順位、そういう意味では例えば市のほうはどのような形になるのかというのをちょっと確認させていただきます。

それともう一点が、10月末の臨時会で市長は、私財をなげうってまでもこの着服した金額は補てんするような、菊池代表理事さんでしたか、そういう発言もしておりましたので、この文書では法人の資産の状況から回収は困難という法人の部分しか書いていない。そこの私財の部分まではどういう形で調査をしているのか、そこのところをお聞きしたいと思います。

○議長（村中徹也） 市長。

○市長（宮下順一郎） 順位につきましては、これが裁判所の中で、裁判所の決定に従って破産宣告がなされると、その中で判断をされるものというふうに思います。

私財をなげうってと。当時そのようなお話を聞いておりました。しかしながら、その部分についてはその後お話がありません。ただ、法人としての対応になると。我々は、法人と契約をしているわけですので、その法人を構成する理事との関係、因果関係、こういうふうなものはさまざまな今の弁護士との相談の中で話を進めているということにとどめさせていただきます。

○議長（村中徹也） ほかに質疑ありませんか。2番新谷泰造議員。

○2番（新谷泰造） まず、2,430万円の債務というのは、これはみなみ農園開発の債務整理について委任を受けた弁護士からのものでありますから、みなみ農園開発の理事長とかが言った債務であって、その中に必ずしも市の債務が入っている、届けていたというのは理事から聞いているのですか。聞いていなければ、必ずしもこの2,430万円の中に入っているとは限らないと思うのですが、そのところが第1点。

第2点として、指定管理返還金は12月11日付で、それから違約金については12月18日付をもってそれぞれ督促状を出したと言っておりますけれども、なぜこの督促状の日にちが違っているのか。

第3点といたしましては、普通本件のような場合には、結局理事もほとんど資産がないと、それからみなみ農園開発についてもほとんど資産がないと。そうすれば、弁護士には相談するけれども、ほとんど依頼しないという形でやるのですけれども、この件については弁護士に依頼しているのか。その3点についてお願いいたします。

○議長（村中徹也） 経済部長。

○経済部長（櫛引恒久） まず1点目の市の債権につきましては、この届け出を出してございます。

それから、2点目の日付の違いでございますが、これは規則に基づきまして、違約金、それから返還金それぞれ月日が異なるものでございます。

それから、3点目は、弁護士さんに相談しているということでございます。

○議長（村中徹也） 2番。

○2番（新谷泰造） ですから、この2,430万円について、市が届けたのは1月19日以降なのでしょう。違いますか。1月19日以降に債権届け出したという趣旨ではないですか。この2,430万円というのは、債権届け出する前の額ですよ。それで、今弁護士に相談しているというのは、では委任していないという形で相談分だけ支払っているという形よろしいですか。

○議長（村中徹也） 経済部長。

○経済部長（櫛引恒久） 1月19日付で受任通知書が出されておまして、その中で市の債権の届け出が求められてございましたので、市では返還金、違約金及び税の部分が債権として存在するという届け出をしてございます。

○議長（村中徹也） 2番。

○2番（新谷泰造） この税金については破産法で

は免責されませんから、みなみ農園開発に資産がある限り取れるのですけれども、だから1月19日に出しているのだから、これ19日の前に来ているわけでしょう、この2,430万円というのは。みなみ農園開発の理事の方が弁護士のところに行って、恐らく推測するところ、2,430万円というのは資材費の可能性があるので。だから、逆に言いますと、市のほうはまだ確定していませんから、みなみ農園開発の理事のほうは、請求されても、これは私の債務でないという形で弁護士に言っていない可能性があるから、恐らくこの2,430万円の中には、まだ市への債務が入っていないという可能性があるのです、だから交渉中に理事から市への債務も弁護士に届けたという確認をとっているのかということを知っているのです。

○議長（村中徹也） 経済部長。

○経済部長（櫛引恒久） 理事からは、確認はとってごさいませんが、市の債権がこのようにあるということを弁護士のほうに届け出してごさいます。

○議長（村中徹也） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（村中徹也） 質疑なしと認めます。

次は、公害対策に関する報告の部分に対し、質疑ありませんか。18番山本留義議員。

○18番（山本留義） 報告書の公害状況について、現在まで公害の発生はないということで報告書がありました。私どもの地域、浜奥内で、去年の11月ころから季節風によって、韓国とか向こうのほうから漂流物が流れていまして、12月だったと思うのですけれども、危険な液体入りポリタンクとハングル語で書かれた硫化水素とか酸性が強いものが流れて、私どもの地域というのは、例えばしければナマコとか魚とか海岸に寄って、そこに拾いに行くのです。結局そのほとんどが高齢者が行って拾うものだから、何かに使うのにいいやと、こ

ういう形で持ってくる人もあるのです。私の地域にもそういう人が、見つけた人があって、私も何回か見たのですけれども、そういう危険なものを知らしめていったほうが、市民が心配になるから、そういうことで載せないのか、その辺市のほうに届いていませんか。

○議長（村中徹也） 市長。

○市長（宮下順一郎） この海洋のポリタンクの件でありますけれども、これは県からも報告がありまして、また市政だよりを通じて市民の皆様方、そしてまたエフエムアジュールを通してPRをさせて、漂着したら危険物が入っている可能性がある、また異臭を放つものもあるというふうなことでお知らせを進めさせていただいております。

ただ、公害報告というふうなことでございますので、害があったかないかというふうな判断の中での公害報告の中には入らなかったということでご理解をしていただきたい。しかしながら、おそれのあるものについては、適宜素早く市民の皆様方にお知らせをする手だてをとっているところでご理解をいただきたいと、このように思います。

○議長（村中徹也） 18番。

○18番（山本留義） 市長の答弁、理解するのですけれども、私はごみとかそれだけが公害という形とは思っていません。特に私どもの地域というのは、この季節、季節風が吹けば、いろいろなものが漂着して、本当に海がすごく大変なごみで、地元の人たちも年に2回ぐらいそういう清掃作業をしながら協力しているのですけれども、なかなか追いつかないと。しかしながら、県においても、市においても、財政が厳しいものだから、そういう予算を立てて、撤去するのはなかなか全国的にも困難だという形の中で新聞で取り上げておりました。

特に私が先ほど高齢者の方とご言いました。本当になかなか有線なんかの設備でも聞こえない

ちがある。そしてまた、市政だよりをなかなか読めない人もいます。だからそういう意味において、そういう危険な集落には町内会を通して啓蒙をしていただければなど、そういう思いがありますので、その辺の検討方をお願いして終わります。

○議長（村中徹也） 民生部長。

○民生部長（齋藤秀人） ポリタンク、冬になりますとというか、全国的なところでかなりの数が上がったということで、私もテレビ、新聞で、これについてはびっくりしたというところがありますけれども、今硫化水素云々という、それはそうかと思えます。刺激臭という形ですけれども、大畑地区、また今議員が指摘している浜奥内地区に上がると。市長が先ほど答弁したように、広報を通じてお知らせはしてあるのですけれども、地域住民に密着した部分においては、今議員からご意見ありましたので、十分そこを踏まえながらやっていきたいなど、こう思っています。

○議長（村中徹也） ここで、午前11時45分まで暫時休憩いたします。

午前11時33分 休憩

午前11時45分 再開

○議長（村中徹也） 休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き公害対策に関する報告の部分に対し、質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（村中徹也） 質疑なしと認めます。

次に、報告以外の公害対策に関することについて質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（村中徹也） 質疑なしと認めます。

次は、放射性廃棄物保管施設における安全対策に関する報告に対し、質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（村中徹也） 質疑なしと認めます。

次に、報告以外の放射性廃棄物保管施設における安全対策に関することについて質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（村中徹也） 質疑なしと認めます。

次は、交通問題対策に関する報告の部分に対し、質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（村中徹也） 質疑なしと認めます。

次に、報告以外の交通問題対策に関することについて質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（村中徹也） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

以上で行政報告を終わります。

#### ◎日程第4 市長施政方針

○議長（村中徹也） 次は、日程第4 市長施政方針を行います。

市長から施政方針の説明を求めます。市長。

（宮下順一郎市長登壇）

○市長（宮下順一郎） むつ市議会第203回定例会の開会に当たり、平成22年度の市政運営に臨む所信を申し述べ、議員各位及び市民の皆様のご理解とご協力をお願いする次第であります。

初めに

昨年、平成21年は、市制施行50周年・合併5周年に伴う多彩な記念事業や新庁舎への移転などがふくそうする中で、国政次元においては、政権交代という時代を画する大変革が現実化するなど、内外ともに何かと慌ただしい年回りでありました。

懸案事業でありました新庁舎移転事業の成就に

達成感を覚えると同時に、当市の節目の年に、新たな政治のパラダイムに地方政治が置かれることとなったことに、時代の潮流といったものを感じつつ、政策の軌道修正による地方自治体への影響を懸念する気持ちからある種、戦慄にも似た緊張感に包まれたところでもあります。

国は、平成22年度予算を「命を守る予算」と命名し、公共事業頼みや行き過ぎた市場原理主義ではなしに、知恵を使って新たな雇用・需要を生み出す「第三の道」を進むとしております。

また、当面の経済、財政運営の最大の課題は、財政規律を維持しながら、日本経済を確かな回復軌道に乗せることだともしております。

一方、地方財政対策においては、地域経済の疲弊は極限に達しているとの認識のもと、地方交付税が増額される見通しにあります。

この国の基本姿勢に対しましては、地域のことは地域が決めるという「地域主権」の理念に基づく第一歩であると、一定の評価をし今後を期待を寄せるものでありますが、その一方で、子ども手当に係る地方負担のあり方については、制度設計に係る本格的議論が平成22年度に先送りされたところでもあります。

このことから、第一線で住民生活や地域経済を支える地方自治体といたしましては、国と地方の協議の場が法律で設置される方向にあるとはいうものの、真正な地域主権の確立に向けて、結束して議論の深化に努めていかなければなりません。

さて、昨年末には、国における中長期的な経済成長の姿を描いた「新成長戦略」の基本方針が示され、これからおおむね半年をかけて具体的施策等を盛り込んだ工程表を策定するとのことですが、今後10年間のGDP平均成長率の数値目標が名目3.0%超、実質で2.0%超とされ、デフレ経済からの脱却を目指す姿勢が色濃く打ち出されたところでもあります。

また、この中で、「人間のための経済」という理念のもと、先ほども触れましたが、新たな需要創出で雇用を生み出すという需要サイド、すなわち、国民生活サイドに立ち、その向上に主眼を置く経済戦略が「第三の道」であり、「新成長戦略」の本旨であるとしております。

人間が幸福になるための経済社会構造とはどうあればよいのか、成長のあり方と方向性が問われているところでもあり、地方行政にとりましても考えさせられる命題として今後の議論の行方を見守っていく必要があります。

したがって、国の内需主導型への転換の具体的道筋は、これからとなりますことから、基礎自治体としての当むつ市においては、なお一層の自助努力が必要となってまいりますとともに、当面は国の施策に的確に呼応しながら地域経済の downstairs をてこととして、地域活力を引き出し、「地域力」を高めることが重要となってまいります。

「地域力」を高めるということは、何も経済的側面だけに限った話ではありません。地域の人と人との連帯力、つまり地域の人同士が社会的な責任意識を共有し合い、信頼の輪で結ばれ、コミュニティを支えていく、そのための力をはぐくんでいくという側面も含んでいなければなりません。そのうえで、行政と市民がよりよきパートナーシップを築きながら、手を携えて地域の諸問題を解決し、地域の福祉の増進につなげていくことが今後の地方行政を進めるうえでのかぎとなってまいります。いわゆる「市民協働・参画による自治」の実現であります。

これらが行政の力と相乗的に作用し合い、地域の総合力として形成されるならば、真に自立した自治体経営に大きく近づくこととなるものであります。

そのことに着眼し、私は、これまで徐々にではありますが、市民ボランティアなどといった形で

具体的な取り組みを緒につけているところであり、その輪が広がる兆しが実感できつつあるところでもあります。

そのためのよりどころとなります「むつ市行政改革大綱」について、先ほど行政報告をいたしたところではありますが、今後これに沿って、まちづくり理念や行政運営体制に係るあるべき仕掛けや仕組みづくり等具体化を図っていく考えにあります。

これらのことを念頭に置きながら、むつ市のネクスト50に向けたまちづくり、とりわけ子供たちや若い世代には未来への夢、希望を抱かせ、進歩や挑戦への意欲をかき立たせるとともに、お年寄りには安らぎを感じさせる、そして、いつもどこかで明るい声が響き合う、そのようなまちづくりに思いをはせながら、新たな組織体制のもとで未来への扉を市民の皆様とともに開け、ともに歩んでいく行政運営を心がけてまいりたいと考える次第であります。

#### 予算編成

次に、平成22年度の予算編成についてであります。我が国の経済は、米国発の金融危機に端を発した世界同時不況の影響を強く受け、景気の低迷からなかなか抜け出せない状況が続いております。

累次にわたる緊急経済対策やアジアを初めとした海外経済の改善などにより、景気が持ち直しの方向に向かうことが期待されるものの、雇用情勢は依然として厳しく、海外景気の下振れや金融資本市場の変動の影響などによっては、さらなる景気の後退や不況の長期化が懸念されるところであります。

国においては、政権の交代により平成22年度予算の全面的な組み替えが行われ、「国民生活が第一」、「コンクリートから人へ」などの基本理念のもと、公共事業削減の方針を打ち出す一方で、

子ども手当の創設や生活保護の母子加算の復活、児童扶養手当の父子家庭への支給拡大等の政策がとられ、地方公共団体の社会保障費の伸びをさらに押し上げるところとなりました。

また、景気後退による国税の減収により地方交付税の原資に不足が見込まれることから、三位一体の改革等で疲弊した地方財政への配慮ともあわせ、臨時財政対策債を加えた地方交付税の総額が確保される見込みとなったところであります。

今回は、見送りされました自動車関連諸税の暫定税率廃止の議論の行方や大幅な国債の増発が今後の地方財政に与える影響など、今後も動向をしっかり注視していく必要があります。

当市の財政状況についてであります。合併直後の平成17年度決算で赤字再建団体転落ラインに迫る約24億9,000万円の赤字額となって以来、議員各位を初め市民の皆様のご理解とご協力によりさまざまな行財政改革に取り組むことなどで、平成20年度末における累積赤字額が約14億6,000万円とピーク時から約10億円の赤字を縮減させることができました。

脇野沢地区における不法投棄廃棄物の撤去や公立病院改革プランに基づく川内、大畑及び脇野沢診療所が抱える不良債務解消への負担等の課題を抱え、まだ道半ばではありますものの、着実に財政の健全化が図られてきているところであります。

また、今冬の大雪で除排雪対策に多額の経費を要することとなりましたが、国の緊急経済対策等に伴う交付金の効果的活用や一層の内部経費節減等により、財政健全化の目標の達成に努力を傾注してまいり所存であります。

平成22年度の予算編成は、景気悪化による個人市民税の落ち込みが見込まれる中、障害福祉サービス事業費、子ども手当及び生活保護費等の社会保障費並びに下北医療センターや下北地域広域行



政事務組合に対する負担金等、経常的経費が大きな伸びを見せており、臨時財政対策債を含めた地方交付税の増額を見込んだほか、職員数の削減や特別職の給与削減の継続、遊休資産売却等の対策を講じることで、財源の確保を図ったところであります。

新年度はネクスト50に向けて新たな一步を踏み出す年度と位置づけ、財政調整基金への積み立てにより「守り」の部分をしっかり担保しながらも、未来へつながる息吹となるよう「攻め」の部分に厚みをつけることにも意を用い、施策の一つ一つに魂を込めながら各般に配したものであります。

この結果、平成22年度むつ市一般会計予算の総額は339億5,000万円と、今年度比で18億9,200万円、率にして5.9%の増として編成したものであります。

#### 主要施策

続いて、新年度予算の主要な事業について、その概要をご説明申し上げます。

主要事業については、むつ市長期総合計画でお示ししております3つの基本方針と施策項目に沿ってご説明いたしたいと存じます。

初めに、「地域の個性を活かした特色あるまちづくり」についてであります。

まず、「観光の振興」についてであります。今年12月に東北新幹線が全線開業し、県内の高速交通体系も新たな時代を迎えることとなります。これをむつ市はもとより、下北地域全体の活性化につながる好機ととらえ、周遊型広域観光及び第1次産業とも連携した滞在型観光の推進につなげるため、観光ルートバスの運行や観光案内人の育成等の受け入れ基盤づくりに取り組む一方、文化資産等さまざまな観光資源の発掘、活用や開発、さらには当地域の魅力発信に鋭意取り組んでまいります。

次に、「特色ある地域産業の育成」では、当市の基幹産業であります農林漁業の振興に向けた戦略的な調査・研究及び食の安全・安心に対応した農林水産物の生産性向上対策に引き続き取り組んでまいります。

戦略性を持った販路の拡大、ひいては農林漁業者の所得向上のためには、まず良質な生産物を安定供給できる生産基盤の充実が必要不可欠でありますことから、漁業においては、市場性の高い「アカガイ」の増殖に係る漁場管理と担い手育成への支援を新たに実施し、ホタテ、ナマコに続くブランド化を目指してまいります。また、関根漁港を初めとした各漁港整備も継続して実施してまいります。

一方、農業においては、ワイン用ブドウ並びに市場性の高い一球入魂かぼちゃや夏秋イチゴの作付面積拡大等への支援を行い、生産性の向上と付加価値の拡大を図るとともに、地域の特性を生かし、安定的に収量等が期待される作物の可能性を探る第一歩として、他に先駆けて新しい作物の栽培検証にもチャレンジしてまいります。

また、生産物の販路拡大については、今年度結成いたしました元気むつ市応援隊と連携したトップセールスの展開や、地産地消運動協力店の拡大を図るためのイベント開催等を通じて「攻めの姿勢」を一層推進するほか、新たにむつ下北ユビキタスネットワーク構築事業により地域ポータルサイトを立ち上げ、生産者と消費者とを結びつけた買い物の便宜向上を図るなど全国に「むつ市のうまいは日本一！」を発信し、農林漁業を初め関連産業の収益性向上につなげてまいります。

さらに、農商工連携の促進のため、商品開発、宣伝、販売促進活動等に取り組む団体への支援についても実施してまいります。

雇用の創出は、むつ下北地域最大の課題であります。エネルギー関連施設の集積という当地域

の優位性を生かした雇用の創出と拡大に向け、地元企業の技術力向上や就労につながる資格取得のため第二種放射線取扱主任者受験対策講習会等の各種研修会の開催を支援するほか、地元企業とエネルギー関連事業者とのマッチングの機会を設けるなど雇用の創出に取り組んでまいります。

また、緊急雇用対策については、国の制度である「緊急雇用創出対策事業」、「ふるさと雇用再生特別基金事業」、「地域人材育成事業」の活用を図るとともに、「市単独の雇用対策事業」もあわせて実施し、雇用の確保に全力で取り組んでまいります。

次に、「豊かな環境の創造」では、恵まれた自然環境の保全に努めるとともに、循環型環境社会の実現に向けた地域整備を進めてまいります。

循環型環境社会の創造については、下水道は居住環境の改善や公共用水域の水質保全には不可欠なものですことから、今後とも公共下水道による面的整備に加え、合併処理浄化槽の整備促進を図ってまいります。

平成22年4月1日施行の「エネルギーの使用の合理化に関する法律」、いわゆる「省エネ法」の改正を踏まえて、一部の公共施設にペレットストーブを導入するなど、市役所自らもエネルギー使用の合理化による温室効果ガスの排出抑制に取り組み、一層の地球温暖化対策の推進に努めてまいります。

自然環境の保全については、計画的な保育・造林事業やブナ、ヒバ林等の植林など効果的な森林施業を進めるとともに、農作物への被害が深刻化している天然記念物ニホンザルの適正な保護管理の方法や共存に向けた施策について、関係機関等を交えて引き続き対策を講じてまいります。

また、田名部川周辺環境整備事業に係る造成工事、大湊港エコ・コースト事業等を実施し、市民が憩える水辺環境の保全に努めてまいります。

住環境の整備については、市営住宅緑町団地建設事業を継続して実施するとともに、地域住宅交付金事業により「公営住宅等長寿命化計画」の策定や地上デジタル放送への完全移行化に備えて市営住宅受信施設の改修等を実施してまいります。

老朽化している公園のフェンスについても計画的に改修し、効果的な維持管理に努めるとともに、安全な施設の提供を図ってまいります。

計画的な土地利用の推進については、今年度に策定されます都市計画マスタープランとの整合性も図りながら、計画的な土地利用の推進に努めてまいります。

続いて、「市民参加による一体的な新しいまちづくり」についてであります。

まず、「一体的な地域の形成」についてですが、道路基盤の整備については、市道等維持事業として簡易舗装及び側溝整備を促進するほか、大湊地区坂道対策として通称川守坂の市道連絡7号線、市道西ノ平線の融雪工事及び雪対策を兼ねた市道安部城1号線、また第三田名部小学校建設に伴う市道酪農2号線、荒川地区及び市道兎沢小目名線等の改良舗装工事を実施し、地域の均衡ある発展と住民福祉の向上を図ってまいります。

次に、公共交通の確保と広域交通ネットワークの形成については、昨秋路線廃止されました薬研・小目名線にかわる新たな公共交通としてデマンド型乗合タクシーの運行を行い、高齢者等地域住民の方々が利用しやすい足の確保を図るほか、下北地域におけるあらゆる交通モードの効果的な連携のあり方及び利用者の利便性向上と利用の促進方策を探るべく公共交通総合連携計画を策定し、持続可能な公共交通の体制づくりに取り組んでまいります。

また、下北半島縦貫道路の早期完成、国道279号及び国道338号の整備促進、国道279号の国直轉移

管、さらにはJR大湊線の安定的な運行と利便性の向上に向け、引き続き国・県及び関係方面に対しての働きかけを強めてまいります。

電子自治体の推進については、これまで未整備でありました市内周辺地域への光ファイバー通信網を新たに整備し、インターネットの高速化を主眼とする光ブロードバンドサービス環境を提供することによって、地域間における情報格差の是正を図るとともに一体性を高めてまいります。

また、山間部など地上デジタル放送難視聴地区の解消に向け、国の「地上デジタル難視聴対策補助事業」の活用を図り、共同受信施設のデジタル化について支援してまいります。

次に、「市民協働の施策展開」では、市民に開かれた市政を推進するため、情報の公開度を高めるなど、積極的な行政情報の提供に努めてまいります。

「おでかけ市長室」、「出前講座」、「市長への手紙」については、引き続き工夫を凝らしながら実施し、寄せられる多くの貴重なご意見を市政運営の原動力として市民協働のまちづくりにつなげてまいりるほか、新しい歴史を歩んでいく象徴として、今年度制定いたしましたむつ市の花・木・鳥と同様、市民のだれもが一体感を共有できる「むつ市民歌」の制定に向け、市民の皆様のご意見をいただきながら本格的な検討に着手してまいります。

また、第5次行政改革大綱を基軸として、市民協働・参画の精神を具現化すべく、計画、実践、評価等各段階における市民とのかかわりのあり方を検討し、市民協働・参画の取り組みの体系化を目指してまいります。

次に、「地域コミュニティの構築」では、町会等と連携して、地域コミュニティの活性化を図るとともに、地域の拠点であります地区集会所の老朽化にかんがみ、補助金等支援策の強化を図って

まいります。

次に、「新たな行財政システムの構築」では、安定した住民福祉を实践する効率的な行政組織機構としてさらに攻めの行政への転換を目指すべく、第5次行政改革大綱のもと、市民の声を政策に反映させる体制の強化や財務管理の体質強化等を図るため本庁部局の組織再編を行うとともに、職員の資質向上と意識改革を促し、少数精鋭による機動的な行政運営を実施してまいります。

また、各地区庁舎を利用される方々への良質な窓口サービスをより円滑に提供するため、各地区庁舎と本庁舎のパソコン画面を通じて直接相談が可能となる「窓口事務支援システム」の効果的な活用を図り、ワンストップサービスによる市民窓口サービスの向上を目指すなど、信頼され市民に優しい市役所づくりを推進してまいります。

続いて、「人が生き生きし安心して暮らせるまちづくり」についてであります。

まず、「保健・医療の充実」についてであります。妊娠・出産に係る健康管理の充実や経済的負担の軽減を図り安心して子供を産み育てられるよう、引き続き公費負担による健康診査を14回実施し、母体保護の環境整備に取り組みます。また、生後4カ月までの乳児のいる全家庭を保健師が訪問し、個別指導と相談を行う「こんにちは赤ちゃん事業」も引き続き実施してまいります。

地域の中核病院としてその役割を果たしているむつ総合病院については、診療体制のかなめとなる医師の確保に努めるとともに、快適な診療環境実現のため、老朽化しているメンタルヘルス科診療棟の改築工事に着手する予定にあるほか、適切な医療サービスの提供と病院経営の健全化に向け、引き続き支援してまいります。

次に、「福祉の充実」では、住みなれた地域で安心して自立した日常生活や社会生活を送ることができるよう、外出支援サービス専用車両を更新

するほか、災害時要援護者避難支援のための総合計画を策定するとともに、ひとり暮らし高齢者及び高齢者世帯等の要援護者の方々を対象に、災害時など万一の際の迅速な救命活動の情報源として役立つ「救急医療情報キット普及事業」を新たに実施し、支援のさらなる充実を図ってまいります。

また、軽度の病気あるいは病気の回復期にある児童を対象とする「病児・病後児預り事業」を新たに実施し、保護者が安心して仕事ができるよう支援するほか、「ファミリーサポートセンター利用助成事業」により、ひとり親家庭や低所得世帯等の負担軽減と子育て環境の充実を図ってまいります。

次に、「教育の充実」では、まず次代を担う人材育成については、むつ市教育プランに掲げる「小中一貫教育」を通して「生きる力と夢をはぐくむ教育の推進」に継続して努めてまいります。

具体的には、文化、芸術、スポーツで活躍する子供たちの大会等派遣経費の一部を助成する事業を実施するほか、国際感覚に触れる機会を提供する「むつ市ジュニア大使派遣事業」及び理科、科学に接する機会を提供し、興味を抱かせる「むつ市中学生夢はぐくむ体験入学事業」を実施してまいります。

また、これらの事業の継続的かつ安定的な実施を図るため、「むつ市子ども夢育成基金」を新たに設置し、その財源の造成に努めることとしております。

さらに、有名スポーツ選手との触れ合い体験を通じて、心豊かな児童の育成のため、こころのプロジェクト「夢の教室」を開催いたします。

特別な支援を必要とする児童・生徒への取り組みについては、スクールサポーター2名の増員を図り特別支援の充実とともに、携帯電話やコンピュータを利用した「ネットいじめ」から児童生徒を守るために「サイバーパトロール事業」

を新たに実施し、児童生徒の健全育成に努めてまいります。

教育施設の整備については、第三田名部小学校及び第一川内小学校の校舎棟を平成22年度中に完成させ、屋内運動場の実施設計に着手してまいります。また、耐震補強事業については、第一田名部小学校、第二田名部小学校、大平小学校、関根小学校、大畑中学校及び脇野沢中学校を実施し、児童生徒の安全な教育環境の確保に努めてまいります。

社会教育の充実については、今年度、国の重要文化財の指定を受けました「旧大湊水源地水道施設」の調査報告書の作成及び本市の大切な宝物として保存・活用していくための「まちづくり計画」の策定に、国の協力を得ながら取り組んでまいります。

また、市民から要望が多くありました市立図書館の開館日数の拡大については、図書館奉仕員の増員によりこれを大幅にふやし、より便利に、気軽に利用いただける施設とするよう努めてまいります。

スポーツ・レクリエーション活動の充実については、懸案でありましたむつ運動公園野球場の客土入れかえとフェンスへの防護マットの設置工事を行い、安全面に配慮した利用しやすいものとするほか、第2種公認継続検定に向け陸上競技場走路の全面改修等を実施し、市民スポーツ拠点施設の充実を図ってまいります。

地域間交流の促進については、平成22年度が「斗南藩土上陸140周年」の節目の年に当たることから、歴史的なきずなで結ばれた姉妹都市、会津若松市との教育、文化、スポーツ、経済等各分野を通じた幅広い交流を行いつつ、友好関係をより深化させ両市の一層の繁栄につなげるべく各種記念事業を行うむつ市姉妹都市推進連絡協議会への支援を実施してまいります。

最後に、「安全で安心な環境の充実」についてであります。

防災対策の充実については、市役所庁舎及び庁舎北側市有地を一体的な防災拠点エリアとして位置づけ、防災拠点施設用地整備事業を実施し、防災機能のさらなる強化を図ってまいります。

また、治水対策として、金谷二丁目地区排水路整備事業の促進を初め、脇野沢清水町地区排水路整備のための測量及び設計を実施するほか、今年度から実施しております橋りょうの安全点検については継続して実施するとともに、国が策定期限として定める平成25年度までに長寿命化修繕計画を策定し、順次安全対策を実施してまいります。

消防・救急体制の充実については、平成22年度の完成を予定している大畑消防署建設事業のほか、消防団小型動力ポンプ付積載車の更新により消防力の強化・充実を図り、安心して暮らせる災害に強いまちづくりを目指してまいります。

水道の安全・安定供給の確保については、老朽化が進んでいる川内地区上水道基幹施設の改修に着手するほか、老朽管の更新事業も並行して計画的に進め、安全でおいしい水の供給に努めてまいります。

交通安全の確保については、関係機関等と連携してカーブミラーなど交通安全施設の整備を進め、交通事故防止と安全な交通環境の確保に努めてまいります。

防犯対策の充実については、第三田名部小学校建設に伴い通学路となります市道酪農2号線に防犯効果が期待される青色LED照明灯をモデル事業として設置し、安全で安心な環境づくりに努めてまいります。

## 結び

以上、平成22年度の市政運営に臨む基本的な考え方と主要施策の概要について述べてまいりました。

「攻め」と「守り」のバランスとりは、言うは易し行うは難しの側面があります。ましてや財政には不確定要素がつきものでありますことから、総合的見地からの見きわめが殊のほか大切となっております。

結果として、「守り」を基軸としながら、キラリと光彩を放つような「攻め」の要素を各般に散りばめた、いわば「創意と工夫のきらめき予算」として相応に仕上がったのではないかと考えております。

むつ市のネクスト50に立ち向かうに当たり、忘れてはならないものとして、歴史に刻まれた先人たちの脈々とした地道な営みがあります。

中央から遠い、僻遠の地という地理的ハンディキャップを背負い、ともすれば、打ちひしがれ、宿命論、諦念に救いを求めそうになりながらも、それに抗して先人たちは幾多の艱難辛苦を乗り越え、営々とこの地を築き上げてきました。

その先人たちに感謝しつつ、この大地を「人と自然が輝く やすらぎと活力の大地」にするのがほかならぬ私たちの悲願であり、責務であります。

「産業の基盤づくりと雇用の創出」、「安全安心」、「人づくり」を主な柱として、「下北のむつ市から日本のむつ市へ」をかけ声に、高みを目指してあらゆる可能性に光を当て、はぐくんでいく。そして、地域の総合力を築き上げることで、地域に自信と誇りが生まれ、それがまた、次の推進力につながっていく。そのような地域発展、さらなる飛躍へのスパイラルを夢見て、未来への展望を切り開いてまいる覚悟であります。

新たな年度に第一歩を踏み出すに当たり、市民の負託にこたえ得るような行政運営に職員一丸となって心血を注ぐとともに、「考え、行動し、創造するむつ市」として邁進してまいりたいと決意を新たにしているところでありますので、議員各位及び市民の皆様のご理解とご協力、ご支援を賜

りますよう切にお願い申し上げる次第であります。

○議長（村中徹也） これで、施政方針の説明を終わります。

ここで、昼食のため午後1時40分まで暫時休憩いたします。

午後 零時23分 休憩

午後 1時40分 再開

○議長（村中徹也） 休憩前に引き続き会議を開きます。

### ◎会議録署名議員の追加指名

○議長（村中徹也） この際、会議録署名議員が不在となりましたので、7番野呂泰喜議員を追加指名いたします。

### ◎日程第5～日程第40 議案一括上程、 提案理由説明

○議長（村中徹也） 次は、日程第5 議案第1号 むつ市子ども夢育成基金条例から日程第40 報告第4号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについてまでの36件を一括議題といたします。

市長から提案理由の説明を求めます。市長。

（宮下順一郎市長登壇）

○市長（宮下順一郎） ただいま上程されました32議案4報告について、提案理由及び内容の概要をご説明申し上げ、ご審議の参考に供したいと存じます。

順序が前後いたしますが、新年度予算の議案からご説明いたします。

最初は、議案第24号 平成22年度むつ市一般会計予算についてご説明いたします。

予算総額は、歳入歳出とも339億5,000万円となります。

これを平成21年度当初予算と比較しますと、金額で18億9,200万円、伸び率では5.9%の増となっております。

予算総額が増となりました主な要因につきましては、歳出では本庁舎移転事業費で約10億4,900万円及び下北駅前広場整備事業費で約1億6,700万円の減となったものの、子ども手当支給事業費で約6億4,200万円、水川目地区酪農振興資金貸付金で3億円、大畑町沿岸漁業振興対策事業費で約1億2,900万円、防災拠点施設用地整備事業費で約1億8,100万、大畑消防署建設事業費で約2億900万円、第三田名部小学校建設事業費で約4億7,500万円、第一川内小学校建設事業費で約5億3,900万円及びむつ運動公園陸上競技場整備事業費で約1億6,500万円とそれぞれ増となったことによるものであります。

一方、歳入では、市税が約1億2,200万円、県支出金で約1億2,300万円の減となったものの、地方交付税で3億5,000万円、国庫支出金で約10億3,400万円、繰入金で約1億6,900万円、市債で約6億7,700万円とそれぞれ増となったことによるものであります。

まず、歳出の主なものについてであります。総務費のうち総務管理費には、地上デジタル放送の難視聴地域の解消を図るための対策補助事業費、市民の皆様からの相談、要望等をデータベース化するためのシステム構築に要する経費、大畑町の奥薬研、薬研、小目名及び高橋川地区住民の生活の足を確保するためのデマンド型乗合タクシー運行事業費のほか、ジオパーク構想調査研究事業費、住民情報基幹システム更新事業費、旧庁舎解体経費及び累積赤字解消のための財政調整基金積立金を計上しております。

徴税费には申告受付支援システム更新事業費、

地理情報システム整備事業費及び平成24年度の固定資産評価替えに係る関連事業費を、選挙費には参議院議員通常選挙費及び青森県議会議員選挙費を、統計調査費には国勢調査費を計上しております。

民生費のうち社会福祉費には、むつ市社会福祉協議会に対する補助金、障害者の自立支援等に要する経費並びに交通安全対策及び公害対策に要する経費を計上しております。

老人福祉費には、ひとり暮らしの高齢者を対象とし、かかりつけ医療機関、持病等の救急時に必要な情報を保管する救急医療情報キットの普及を図るための経費のほか、外出支援サービス事業等の在宅福祉関連事業費、敬老事業費、老人福祉施設入所者に係る保護措置費及び介護保険特別会計繰出金を計上しております。

児童福祉費には、子ども手当支給事業費、ひとり親家庭等医療費給付事業費、放課後児童健全育成事業費のほか、病気や病後の児童を持つ保護者が安心して働ける環境を整備するための病児・病後児預り事業費、低所得者のファミリーサポートセンター利用における利用料負担の軽減を図るための助成事業費並びに保育所及び児童館の運営費を計上しております。

生活保護費には、生活扶助費のほか各種扶助費を計上しております。

衛生費のうち保健衛生費には、妊婦等の健康診査に要する経費、乳幼児医療給付事業費、予防接種事業費及び青森県後期高齢者医療広域連合に対する負担金のほか、国民健康保険特別会計、後期高齢者医療特別会計及び老人保健特別会計に対する繰出金を計上しております。

清掃費には、ごみの分別収集及びリサイクルに要する経費並びに一般廃棄物処理及びし尿処理に係る下北地域広域行政事務組合負担金を計上しております。

労働費には、むつ市シルバー人材センターに対する補助金、国の雇用対策に係る緊急雇用創出事業、ふるさと雇用再生特別基金事業及び地域人材育成事業に要する経費並びに市単独の雇用対策事業費を計上しております。

農林水産業費のうち農業費には、むつ市の特産物の生産拡大を図るためのおいしい果物産地振興事業費のほか、特産物産地づくり支援事業費、元気作物産地育成チャレンジ事業費、野菜等生産強化対策補助事業費、中山間地域等直接支払交付金、農道整備事業費、農業委員会の運営等に要する経費並びにニホンザルの食害対策事業及び保護共生事業に要する経費を計上しております。

畜産業費には、乳牛及び肉用牛の健康管理を促進し、生産性の向上を図るための繁殖・健康管理システム導入事業費補助金のほか、酪農振興基地建設事業費及び市営牧野の指定管理料を計上しております。

林業費には、森林施業の健全化を推進するための森林整備地域活動支援交付金事業費、高性能林業機械導入のための森林・林業・木材産地づくり交付金事業費及び直営造林整備事業費を計上しております。

水産業費には、アカガイやナマコ等の増殖事業、関根浜沿岸漁業振興対策事業、大畑町沿岸漁業振興対策事業及びトド被害防止用強化網導入事業に係る補助金のほか、各漁港施設の整備事業費を計上しております。

商工費には、消費拡大、商品開発及び販売促進を推進するための「むつ市のうまいは日本一！」推進プロジェクト事業費のほか、元気むつ市応援隊推進事業費、元気なまちづくりサイト運営事業費、地域企業連携強化事業費、地域商店街活性化事業費補助金、東北新幹線全線開業事業費、商工団体及び観光団体に対する補助金、中小企業への融資資金に係る原資預託金並びに観光施設の管理

運営費を計上しております。

土木費のうち道路橋りょう費には、酪農2号線道路整備事業費、橋りょう緊急点検サポート事業費、除雪機購入費のほか、道路維持補修費及び除排雪経費を計上しております。

河川費には、金谷二丁目地区の治水対策に係る排水路整備事業費のほか、田名部川周辺環境整備事業費及び県の急傾斜地整備事業に係る負担金を計上しております。

港湾費には、大湊港湾整備事業として実施しておりますウェルネスパーク周辺の道路、緑地等の整備に係る県営事業の負担金を計上しております。

都市計画費には、都市計画図作成経費及び下水道事業特別会計繰出金を計上しております。

住宅費には、緑町団地建設事業費、桜木町西団地解体工事費及び市営住宅の維持管理費を計上しております。

消防費には、消防本部、各消防署及び分署の運営費並びに大畑消防署建設事業費を含む常備消防に係る下北地域広域行政事務組合負担金、県防災情報ネットワーク整備事業に係る負担金及び消防団に配備する小型動力ポンプ付積載車の購入費のほか、庁舎北側市有地を防災拠点施設用地として活用するための整備事業費を計上しております。

教育費のうち教育総務費には、当市の未来を担う子供たちの育成を図ることを目的として新たに設置する「むつ市子ども夢育成基金」への積立金のほか、教育相談支援員の派遣及びスクールサポーターの配置に要する経費、私立幼稚園就園奨励費、中学生夢はぐくむ体験入学事業費、こころのプロジェクト「夢の教室」開催事業費並びにジュニア大使派遣事業費を計上しております。

小中学校費には、学校管理運営費、スクールバス運行管理費、第三田名部小学校建設費及び第一川内小学校建設費を計上しております。

社会教育費には、国の重要文化財に指定された「旧大湊水源地下水道施設」並びに九艘泊地区公民館を活用して行う脇野沢地区の文化財等の調査及び保存に要する経費のほか、図書館、公民館及び下北自然の家の管理運営に要する経費を計上しております。

保健体育費には、むつ運動公園陸上競技場整備事業費及びむつ運動公園野球場改修事業費のほか、各種大会やスポーツ団体に対する補助金及び児童・生徒の健康診断委託料、各体育施設の指定管理料を計上しております。

公債費には、長期債の元金償還金、長期債利子及び一時借入金利子を計上しております。

諸支出金には、一部事務組合下北医療センターに対する負担金及び貸付金並びに水道事業会計負担金を計上しております。

次に、歳入についてであります。市税には個人市民税において所得の減少による影響、固定資産税については償却資産の減収分等を見込み、57億3,820万1,000円を計上しております。

これを平成21年度と比較しますと、金額では1億2,158万9,000円、伸び率では2.1%の減となっております。徴収率は、現年課税分で97.3%、滞納繰越分で17.0%、全体では90.6%の見込みとなっております。

地方譲与税には、地方揮発油譲与税及び自動車重量譲与税について、平成21年度交付見込額に地方財政計画の伸び率等を勘案して計上しております。

地方特例交付金には、自動車取得税の減税に伴う減収補てんとして設けられた特例交付金、児童手当及び子ども手当に係る特例交付金及び住宅借入金等特別税額控除による減収補てん特例交付金を計上しております。

地方交付税には、基礎数値や単位費用の入れかえと、地域活性化・雇用臨時特例費等の制度改正



の影響を加味し、交付見込額を計上しております。

繰入金には、公共施設整備基金、水川目地区酪農振興基金、関根浜沿岸漁業振興対策基金、大畑町沿岸漁業振興対策基金等の繰入金を計上しております。

市債には、退職手当債、臨時財政対策債のほか、事業との関連で借入見込額を計上しております。

その他歳入につきましては、事務事業との関連で収入見込額を計上しております。

なお、住民情報基幹システム更新事業につきましては、平成24年度までの継続費を、固定資産評価替え事業、都市計画図作成事業及びむつ運動公園野球場改修事業につきましては、平成23年度までの継続費を、市議会会議録作成委託料、年度内の除排雪対策経費及びむつ市営宮後牧野外4施設の指定管理料につきましては、債務負担行為をそれぞれ設定しております。

次に、議案第25号 平成22年度むつ市国民健康保険特別会計予算についてご説明いたします。

予算総額は、歳入歳出とも76億228万9,000円となります。

これを平成21年度当初予算と比較しますと、金額では1億2,963万3,000円、伸び率では1.7%の増となります。

まず、歳出の主なものについてであります。保険給付費には一般被保険者及び退職被保険者等の医療に係る保険者負担経費を、後期高齢者支援金等には、後期高齢者医療への支援金を、介護納付金には第2号被保険者に係る社会保険診療報酬支払基金への納付金を、共同事業拠出金には高額医療費共同事業及び保険財政共同安定化事業に係る拠出金を、保健事業費には、特定健康診査事業及び被保険者の健康づくり推進事業に要する経費を計上しております。

次に、歳入の主なものについてであります。国民健康保険税には収入見込額を、国庫支出金、

療養給付費等交付金、前期高齢者交付金、県支出金及び共同事業交付金には歳出との関連で交付見込額を、繰入金には一般会計繰入金を計上しております。

次に、議案第26号 平成22年度むつ市後期高齢者医療特別会計予算についてご説明いたします。

予算総額は、歳入歳出とも4億4,213万7,000円となります。

これを平成21年度当初予算と比較しますと、金額では1,809万3,000円、伸び率では4.3%の増となります。

歳入歳出の主なものについてであります。歳出には青森県後期高齢者医療広域連合への納付金を、歳入には保険料の徴収見込額及び保険基盤安定制度に係る一般会計繰入金を計上しております。

次に、議案第27号 平成22年度むつ市老人保健特別会計予算についてご説明いたします。

予算総額は、歳入歳出とも227万2,000円となります。

これを平成21年度当初予算と比較しますと、金額では840万9,000円、伸び率では78.7%の減となります。

本特別会計は、平成20年4月から後期高齢者医療制度がスタートしたことに伴い、平成20年度分までの医療給付費及び高額医療費の請求や過誤調整等に対応するための経費を計上して、平成22年度をもって廃止することとしております。

次に、議案第28号 平成22年度むつ市介護保険特別会計予算についてご説明いたします。

予算総額は、歳入歳出とも48億2,904万7,000円となります。

これを平成21年度当初予算と比較しますと、金額では3億4,134万円、伸び率では7.6%の増となります。

まず、歳出の主なものについてであります、総務費には下北圏域介護認定審査会の運営に要する経費を、保険給付費には介護保険サービスに係る保険者負担経費を、地域支援事業費には介護予防等に要する経費を計上しております。

次に、歳入の主なものについてであります、保険料には第1号被保険者保険料を、分担金及び負担金には下北圏域介護認定審査会の運営に対する関係町村の負担金を、国庫支出金、支払基金交付金及び県支出金には歳出との関連で交付見込額を、繰入金には一般会計繰入金及び財政調整基金繰入金を計上しております。

次に、議案第29号 平成22年度むつ市下水道事業特別会計予算についてご説明いたします

予算総額は、歳入歳出とも14億7,360万円となります。

これを平成21年度当初予算と比較しますと、金額では5,736万円、伸び率では3.7%の減となります。

まず、歳出の主なものについてであります、事業費には一般管理費、施設の維持管理費並びに管渠工事等の下水道整備費を、公債費には市債の元利償還金を計上しております。

次に、歳入の主なものについてであります、事業収入には下水道事業受益者負担金及び下水道使用料を、国庫補助金には歳出との関連で補助見込額を、繰入金には一般会計繰入金を、市債には借入予定額を計上しております。

次に、議案第30号 平成22年度むつ市公共用地取得事業特別会計予算についてご説明いたします。

予算総額は、歳入歳出とも777万1,000円となり、歳出には用地取得に係る市債の元利償還金等を、歳入には一般会計繰入金等を計上しております。

次に、議案第31号 平成22年度むつ市魚市場事業特別会計予算についてご説明いたします。

予算総額は、歳入歳出とも755万9,000円となり、歳出には魚市場施設の維持管理経費等を、歳入には当該施設の使用料等を計上しております。

次に、議案第32号 平成22年度むつ市水道事業会計予算についてご説明いたします。

まず、収益的収入及び支出についてであります、支出には水道施設等の維持管理費、水道料金徴収経費、減価償却費、企業債利息等で15億3,807万2,000円を、収入には水道料金、一般会計負担金等で16億837万5,000円を計上しております。

次に、資本的収入及び支出についてであります、支出には上水道整備事業等に係る建設改良費及び企業債の元金償還金で10億6,841万5,000円を、収入には上水道整備事業及び簡易水道施設改良事業に係る企業債、一般会計負担金のほか、工事負担金で3億4,571万4,000円を計上しております。

なお、資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額7億2,270万1,000円は、過年度分損益勘定留保資金等で補てんするものとしております。

以上が新年度各会計予算の概要であります。

この結果、平成22年度の各会計予算の総額は、509億2,116万2,000円となり、平成21年度当初予算と比較しますと、金額では22億7,943万円、伸び率では4.7%の増となります。

次に、新年度予算以外の議案についてご説明いたします。

まず、議案第1号 むつ市子ども夢育成基金条例についてであります、本案は、子供たちの夢をはぐくみ未来の可能性を支援することを目的として、文化、芸術及びスポーツの競技会や大会等への参加並びに体験事業や派遣研修等への参加に要する経費の一部を助成するに当たり、安定的な財源を確保するため、新たに基金を設置するためのものです。

次に、議案第2号 むつ市表彰条例の一部を改正する条例についてであります。本案は、児童・生徒等の若年層も含めた文化・芸術分野及びものづくりを支える技術・技能等産業関連分野を対象とする新たな表彰制度を設けるほか、表彰対象者に係る欠格条項を追加するとともに、市の組織機構の見直しに伴い、所要の条文整備をするためのものであります。

次に、議案第3号 むつ市長等の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例についてであります。本案は、私を初め副市長、公営企業管理者及び教育長の給料月額を減額して支給するためのものであります。

次に、議案第4号 むつ市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例についてであります。本案は、労働基準法の一部改正に基づき、月60時間を超える時間外勤務手当の支給割合を引き上げるとともに、当該手当の支給にかえて支給割合の差額分を時間外勤務代休時間に指定することができる制度を設けるほか、市の組織機構の見直しに伴い、所要の条文整備をするためのものであります。

次に、議案第5号 むつ市職員の特殊勤務手当に関する条例及びむつ市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例についてであります。本案は、市の組織機構の見直しに伴い、所要の条文整備をするためのものであります。

次に、議案第6号 むつ市育英基金条例の一部を改正する条例についてであります。本案は、定額の資金を運用するための基金から特定の目的のために資金を積み立てるための基金へ変更するためのものであります。

次に、議案第7号 むつ市国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてであります。本案は、国民健康保険特別会計の単年度収支の改善

及び累積赤字の解消を図るため、国保税の基礎課税額の算定に用いる税率を見直しするためのものであります。

次に、議案第8号 むつ市行政財産目的外使用料徴収条例の一部を改正する条例についてであります。本案は、行政財産の目的外使用に係る使用料の減免規定を見直しするほか、所要の条文整備をするためのものであります。

次に、議案第9号 むつ市地域生活支援事業利用料の特例に関する条例の一部を改正する条例についてであります。本案は、市民税非課税世帯に属する障害者等について、地域生活支援事業に係る利用者負担を無料とするため、所要の条文整備をするためのものであります。

次に、議案第10号 むつ市営住宅条例の一部を改正する条例についてであります。本案は、公営住宅法等の一部改正に伴い、所要の条文整備をするためのものであります。

次に、議案第11号 むつ市消防団条例の一部を改正する条例についてであります。本案は、組織及び指揮命令系統の一本化を図るため、市内各区域ごとに設置した消防団の連合体制を見直し、市内全域を管轄区域とする消防団体制に改めるほか、所要の条文整備をするためのものであります。

次に、議案第12号から議案第14号までの工事請負契約についてであります。これら3議案は、第一田名部小学校、第二田名部小学校及び大平小学校の耐震補強及びその他改修工事について工事請負契約を締結するためのものであります。

次に、議案第15号 指定管理者の指定についてであります。本案は、むつ市宮宮後牧野外4施設の指定管理者を指定するためのものであります。

次に、議案第16号 むつ市教育委員会の委員に任命する者につき同意を求めることについてであります。本案は、来る4月25日をもちまして任

期が満了となります。牧野正藏氏の後任として遠島進氏を任命いたしたく、提案するものであります。

このたびの任期をもちまして勇退されます牧野氏は、市の教育行政のかなめとして当市の発展にご尽力されました。ここに牧野氏の功績をたたえるとともに、心から感謝の意を表するものであります。

次に、議案第17号 人権擁護委員の候補者に推薦する者につき意見を求めることについてであります。本案は、来る6月30日をもって任期が満了となります。畑中鍊逸氏を推薦するためのものであります。

次に、議案第18号 平成21年度むつ市一般会計補正予算についてであります。今回提案いたします補正予算は、4億7,255万4,000円の増額補正であります。これにより補正後の歳入歳出予算総額は、400億1,483万7,000円となります。

まず、歳出の主なものについてであります。議会費では、決算見込みにより議員の費用弁償を減額しております。

総務費では、バス路線の維持及び確保のための生活交通路線維持費補助金、庁舎改修事業費、環境対応車購入事業費を計上しておりますほか、決算見込みにより文化会館改修工事等に係る下北地域広域行政事務組合負担金、ブロードバンド基盤整備事業費、選挙関連経費等を減額しております。

民生費では、むつ市社会福祉協議会が実施するボランティア・市民活動センター事業及び社会福祉施設のスプリンクラー設置に係る補助金並びに子ども手当支給の準備に係る事務経費を計上しておりますほか、決算見込みにより介護保険特別会計繰出金等を増額し、しもきた療育園及びはまゆり学園に係る下北地域広域行政事務組合負担金、各種扶助費等を減額しております。

衛生費では、むつ地区旧清掃センターの煙突解体事業費、墓地公園の改修に要する経費を計上し

ておりますほか、決算見込みにより国民健康保険特別会計及び後期高齢者医療特別会計の繰出金、青森県後期高齢者医療広域連合療養給付費負担金等を増額し、し尿処理に係る下北地域広域行政事務組合負担金、ごみ収集運搬事業費、新型インフルエンザワクチン接種助成費等を減額しております。

労働費では、決算見込みにより緊急雇用創出事業費及びふるさと雇用再生特別基金事業費を減額しております。

農林水産業費では、水川目地区における酪農業の振興対策として、はまなす農業協同組合による貸付事業の実施を予定しておりましたが、事業実施に当たり同組合との調整がつかなかったことから、貸付事業の財源を水川目地区酪農振興基金に積み立てしておりますほか、ホタテ養殖カゴ洗浄施設整備事業を実施するむつ漁業協同組合に対する補助金、分収林の売り払いに伴う収益分収金を計上しております。また、決算見込みにより漁港施設整備に係る事業費等を減額しております。

商工費では、市内中小企業の運転資金、設備資金の融資が増加していることから、これに対応するため信用保証料の負担金を増額しております。

土木費では、安部城1号線道路整備事業費、兎沢小目名線道路整備事業費、大湊地区坂道対策事業費を計上しておりますほか、決算見込みにより下水道事業特別会計繰出金、排水路整備事業費等を減額しております。

消防費では、老朽化している防災行政用無線の交換及び新設に要する経費を計上しておりますほか、決算見込みにより常備消防に係る下北地域広域行政事務組合負担金等を減額しております。

教育費では、関根小学校、大畑中学校及び脇野沢中学校の耐震改修事業費、平成24年度からの中学校における武道の必修化に伴う柔道畳等の購入費及び大室平地区の学習施設整備事業費を計上し

ておりますほか、決算見込みにより各種事務事業費を減額しております。

諸支出金では、公立病院改革プランに基づく不良債務の着実な解消を促進するため、下北医療センター負担金を増額しております。

公債費では、決算見込みにより長期債元金、長期債利子及び一時借入金利子を増額しております。

次に、歳入の主なものについてであります、使用料及び手数料につきましては、収入見込みにより一般廃棄物処理手数料を減額しております。

国・県支出金では、国の第2次補正予算で創設された地域活性化・きめ細かな臨時交付金を計上しておりますほか、補助内示等に伴う収入見込みにより増減調整しております。

財産収入では、分収林の立木売払収入を増額しております。

繰入金では、決算見込みにより公共施設整備基金繰入金及び地域活性化・生活対策基金繰入金を調整しております。

諸収入では、収入見込額を増減調整しておりますほか、歳入不足額を調整しております。

市債では、歳出との関連で収入見込額を増減調整しております。

また、第三田名部小学校建設事業及び第一川内小学校建設事業について継続費の変更を行っておりますほか、年度内の事業完了が見込めないことからブロードバンド基盤整備事業ほか21事業について繰越明許費の追加をしております。

次に、議案第19号 平成21年度むつ市国民健康保険特別会計補正予算についてであります、本案は、決算見込み等により846万3,000円を減額するものでありまして、これにより補正後の歳入歳出予算総額は、76億5,790万3,000円となります。

また、年度内の事業完了が見込めないことから国民健康保険税システム改修事業について繰越明

許費を設定しております。

次に、議案第20号 平成21年度むつ市後期高齢者医療特別会計補正予算についてであります、本案は、保険基盤安定制度に係る市負担金の確定に伴い、280万4,000円を増額するものでありまして、これにより補正後の歳入歳出予算総額は、4億3,326万3,000円となります。

次に、議案第21号 平成21年度むつ市介護保険特別会計補正予算についてであります、本案は、決算見込み等により2億5,166万7,000円を増額するものでありまして、これにより補正後の歳入歳出予算総額は、47億5,952万6,000円となります。

次に、議案第22号 平成21年度むつ市下水道事業特別会計補正予算についてであります、本案は、事業費の確定及び決算見込みにより3,200万円を減額するものでありまして、これにより補正後の歳入歳出予算総額は、14億9,896万円となります。

また、国庫補助の対象となる下水道整備費について債務負担行為を追加しております

次に、議案第23号 平成21年度むつ市水道事業会計補正予算についてであります、本案は、事業費の確定及び決算見込みにより補正するものでありまして、収益的収入及び支出において、支出では1,061万4,000円を減額、収入では1,649万3,000円を増額しておりますほか、資本的収入及び支出において、支出では3,055万9,000円を、収入では1,820万1,000円をそれぞれ減額しております。

次に、報告第1号についてであります、これは、去る平成21年10月23日に青森市大字細越字栄山地内の国道において発生した自動車事故に係る和解及び損害賠償の額を定めることについてでありまして、議会の委任をいただいているところにより、専決処分したものであります。

次に、報告第2号及び報告第4号についてであ

りますが、これらは、平成21年度むつ市一般会計補正予算についてでありまして、今冬の大雪により道路等の除排雪に多額の経費を要し、予算に不足が見込まれたため、除排雪委託料を追加することについて、それぞれ専決処分したものであります。

なお、報告第2号において、第一田名部小学校、第二田名部小学校及び大平小学校の耐震整備事業について、繰越明許費を設定しております。

次に、報告第3号についてであります。これは、有限会社畑中林業がむつ市大字関根字北関根ノ内休場地内において、第一田名部小学校学校林の立木を誤って伐採した事故に係る和解についてでありまして、議会の委任をいただいているところにより、専決処分したものであります。

以上をもちまして、上程されました32議案4報告について、その大要を申し上げましたが、細部につきましては、議事の進行に伴いましてご質問により詳細ご説明申し上げます。

何とぞ慎重ご審議の上、原案どおり御議決、ご同意及びご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（村中徹也） これで、提案理由の説明を終わります。

### ◎散会の宣告

○議長（村中徹也） 以上で、本日の日程は全部終わりました。

お諮りいたします。3月1日から5日までは議案熟考のため休会したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（村中徹也） ご異議なしと認めます。よって、3月1日から5日までは議案熟考のため休会することに決定いたしました。

なお、2月27日、28日及び3月6日、7日は休日のため休会とし、3月8日は議案質疑、委員会付託、一部採決、予算審査特別委員会設置及び付託、予算審査特別委員会委員の選任を行います。

本日はこれで散会いたします。

午後 2時18分 散会